

決算審査特別委員会記録

<観光局・県土マネジメント部・まちづくり推進局・水道局>

開催日時 平成28年10月13日(木) 13:02~16:22

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

中村 昭 委員長
大国 正博 副委員長
亀田 忠彦 委員
猪奥 美里 委員
川田 裕 委員
西川 均 委員
中野 雅史 委員
乾 浩之 委員
宮本 次郎 委員
今井 光子 委員
梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 松谷 副知事
一松 総務部長
榎原 会計管理者(会計局長)
辻本 観光局長
加藤 県土マネジメント部長
西川 水道局長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第92号 平成27年度奈良県歳入歳出決算の認定について

会議の経過

○中村委員長 それでは、ただいまより日程に従いまして、観光局、県土マネジメント部、まちづくり推進局及び水道局の審査を行います。

これより質疑に入ります。

その他の事項も含めまして、質疑等があればご発言願います。

なお、理事の皆さんには、委員の質疑等に対しまして明確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

それでは、ご発言願います。

○川田委員 先日の歳入の問い合わせに関して、早速お答えいただきありがとうございます。まず、平成27年度歳入歳出決算報告書344ページの河川費から聞きたいと思いますが、その前に、河川費や砂防関係に関して開示請求をしていろいろ調査していたのですが、県が開示請求者の名前を公表したということで、先日新聞でも報道されていましたが、公表されたのは私です。県に対して苦情の申し入れも行いましたが、まともな回答をまだいただけていないということで、加藤県土マネジメント部長にもその旨言ったけれども、いろいろありましてなどとおっしゃっておられて、認識を聞きたいのです。どういうことなのか。

今、新聞各社、ほかの事件でもいろいろ問題になっており、個人情報、奈良県ではそういうものなのかということ、まず加藤県土マネジメント部長にお聞きしたいと思います。

○加藤県土マネジメント部長 このたびは当方の不注意でご迷惑をおかけしまして、申しわけありませんでした。職員の認識が十分にできていなかったところがあるかと思えますけれども、今後留意して、そういうことが起こらないようにしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

○川田委員 二度とあっては困るのですが、ただ、苦情を申し立てたときも誠意ある対応を示していただけていたらよかったと思うのです。また何か言っているのかみたいな感じを受けましたし、非常に悲しい気持ちになったということをお伝えしておきます。副知事には、今後全庁的にこういったことがないように、ご指導いただけますようお願い申し上げます。

本題に入ります。まず、殻撤去の収入ということで、生駒市高山町の問題ですが、きのうの歳入のところで聞きましたら、担当がいなくてということで、後で教えていただいたのですが、今年度の8月に納入がされているということです。まず1点お聞きしたいのが、これの歳出です。殻撤去にかかった費用の工事代は工事請負費の中に入っていると思うのですが、けれども幾らですか。

○平岡河川政策官 川田委員の質問にお答えさせていただきます。

殻撤去費、請求した金額は42万6,600円です。以上です。

○川田委員 それはきのうお聞きしました。県から業者に発注した、殻撤去にかかった費用も教えてください。

○平岡河川政策官 工事費ということですか。

(「いや、殻撤去について」と呼ぶ者あり)

我がほうの殻撤去もということですか。

○川田委員 かわって工事をされているわけでしょう。その分の一部か何割かは知りませんが、かかった代金があるではないですか。全体の殻撤去にかかった費用をお聞きしているのですけれども。

○平岡河川政策官 だから、隣地の方にかわって要した費用は42万6,600円です。

○川田委員 ということは、かかった費用の100%を請求されて、それを納入いただいたという解釈でよろしいのですね。

○平岡河川政策官 隣地から落ちてきたものは全て隣地の方がということですよ。

○川田委員 申しわけないのですが、聞いていることに対して答えていただきたいのです。だから、100%の解釈でよろしいのですね。かかった費用の100%の請求を行ったという解釈でよろしいのですね。

○平岡河川政策官 はい、結構です。

○川田委員 それで、疑義があるのですけれども、代表質問のときの知事の答弁もそうなのですが、まだ原因がはっきりしないのだ、だから請求ができないのだと、本来、代執行でやるか、それとも県の負担でやるか、いろいろな状況がある中で、はっきりしないので請求ができていないのだと、この旨の答弁があったと思うのです。ところが、殻撤去に關しまして、なぜ100%の請求をされているのですか。もし護岸に原因があるとするのであれば、100%の請求はおかしいではないですか。その点いかがですか。

○平岡河川政策官 河川区域内にあったブロック殻の撤去です。隣接土地所有者の所有物であり、それを確認いただいています。県に対して撤去依頼がありましたので、その依頼を踏まえて県で撤去して、必要経費を相手に請求したということですよ。

○川田委員 撤去依頼というのは本当ですか。お出しいただいている資料の中で全部見たのですが、面談記録も黒塗りされていますけれども、相手方、隣地者に請求をしていいのかという批判も上がっています。一級河川富雄川の河川区域への崩落についてということで、9月27日ですから翌々日になるのですか。現在、河川管理上支障となるため、これ

らを速やかに除去し、河川を原状回復するように対応をお願いしますと書いていますね。これを相手方に出されています。郡山土木事務所から出されているのですよね。だから、向こうから依頼があったのではないでしょう。こちらから請求しているのではないのですか。

○平岡河川政策官 災害発生直後はその文書を県から出しています。その後の経緯の中で、相手みずから撤去するのはなかなか難しいという意見がありまして、県が依頼を受けたということです。

○川田委員 いや、殻が落ちてきたわけですよね。擁壁が落ちてきたわけでしょう。県に責任があるのであれば、県のお金でやらないといけないではないですか。本人はそんな機材をもちろん持っているわけではないし、本人ができるわけがないのだから。まして河川内の管理においては県がそういった公共工事を行うのが通例だということで、通達か何かでもありますでしょう。そのとおりにやられているだけの話でしょう。相手方に原因があるのなら代執行でやらないといけないのではないのですか。何の法的根拠によって、お金を請求しているのですか。

○平岡河川政策官 行政指導でございます。

○川田委員 行政指導ということは、ここにも河川管理上と書いていますよね。だから、当然河川管理上のものでやっておられるということですね。河川管理上で河川、あるいは流水等の障害になるなど、いろいろな問題があるので、そのために障害になるからどけてほしいと。河川管理上のことだということによろしいですか。

○平岡河川政策官 はい、結構です。

○川田委員 それであれば、原因がないとおっしゃっていたのに、なぜ全額請求できるわけですか。原因がわからないのでしょうか。

○加藤県土マネジメント部長 ご指摘のブロック殻について、県が支払うことについてですけれども、ブロック殻は隣接土地所有者のものです。私の財産ですので、一義的にはその所有者に移設していただく責任があるかと思しますので、それについて確認、依頼をいただいて、私どもが実施する工事の際に一緒に撤去しまして、その実費についてはお支払いをいただいたということです。

○川田委員 今、河川管理上と答弁されたではないですか。なぜ財政上の問題が関係あるのですか。民事上の話をおっしゃっているのではないですか。

○加藤県土マネジメント部長 個人の所有物が河川区域内に落ちてきた、存在していたと

ということです、これはどけてくださいということです。

○川田委員 それなら河川法によってやられているということですね。

○加藤県土マネジメント部長 河川法の第67条に原因者負担金という制度がありますので、河川法第67条に基づく手続ということになってまいりますけれども、県が工事をする際に一緒に撤去しまして、それに要した実費についてはその原因者、その殻の所有者に対して請求し、支払いますということでしたので、お支払いいただいたということです。

○川田委員 原因がわからないのに、どうして請求できるのですか。違法盛り土が原因で崩れたということであればその意味はわかるのです。代執行するまでもなく指導の段階でお支払いいただいたということでしょう。そういうことになりますね。ところが、原因がわからないと答弁でおっしゃっているわけです。原因がわからないのだったらそんな請求はできないではないですか。

公共上、管理上の目的で請求というのは、簡単にできないです。何か因果関係があるから請求されたという解釈ですか。

○加藤県土マネジメント部長 原因のいかんを問わず、河川区域内に個人の所有物がありましたので、これはどけてくださいということです。

○川田委員 原因がなかったらその人がお金を払う必要はないではないですか。逆に崩れた分を弁償しないとだめではないですか。県の護岸が原因であるということになれば、逆にその分を全部弁償しないといけないのではないですか。だけど、お金を払っていただいた、請求を行ったということは、その因果関係があるから請求しているわけでしょう。河川の中にあるからその費用と、工事の内容を見たらわかるのです。だけど、その請求ができるものなのかどうか。求めるということは、それだけの根拠が要るわけでしょう。根拠は何ですか。河川区域内にあるからどけたという理由ではなくて、請求できる理由は何ですか。知事はおっしゃっていたではないですか、いきなり代執行はできないと、手順を踏まなければいけないと。原因がわからなかったらできないと。原因がわかっているからやったわけでしょう、請求しているわけでしょう。そこを聞いているのですけれどね。

○加藤県土マネジメント部長 原因のいかんを問わず河川区域内に現に存在していたので、これをどけてくださいということでした。それで調整をして、相手からもどけてくださいと、実費についてはお支払いをしますということでしたので、私どものほうで撤去しまして、請求をさせていただいたということです。

○川田委員 それは民事上の請求であったのか、河川管理上であったのか、どちらですか。

○加藤県土マネジメント部長 この殻をどけなければならないというのは、河川管理上必要であったということです。

○川田委員 でしたら請求する根拠が要るではないですか。行政法上でやっているわけでしょう。行政法上でやっていて、相手側の原因ということが明確でないのに、請求できないではないですか。それで、行政指導を行ったと。行政指導で、河川管理上、個人のものだからどけてくれということでしょう。相手が悪いということで認定しているのではないですか。そういうことでしょうか。

上の土砂が崩れてきているわけでしょう。護岸も潰れてしまったわけでしょう。代執行になるか、指導で払ってくれるのかわからないですけれども、請求しないといけないのではないですか。同じことではないですか。そこを聞いているのです。

○加藤県土マネジメント部長 同じこととは考えていません。殻については、河川区域の中に現に存在していましたので、それがなぜ落ちてくるかどうかではなく、そこに存在している。ですから、どけてくださいということで調整をしてきて、私どもが行う工事の際に一緒にどけてくださいということでしたので、その要した実費分についてはお支払いをさせていただいたということです。

○川田委員 そのような理論は通用しないです。それは無理です。あったからどけてくれと、それは原因があるではないですか。自然災害等は別として、その人の原因で崩れて落ちてきたと。原因があるから請求するわけでしょう。護岸に原因があつて、護岸がそのときの雨量やいろいろなものを入れて、パイプ現象が起きて崩れた。護岸の瑕疵によって崩れたということになれば、それによって上の盛り土も一緒に崩れてしまったということになれば、県側の瑕疵の問題ではないですか。その場合、県側の瑕疵にもかかわらず、河川内に個人の殻があるから、それは個人の金でどけてくださいという理論が通用することになるでしょう。いかがですか。

○加藤県土マネジメント部長 そういうことというよりは、実際依頼をいただいて、実費についてお支払いくださいということで相手にも納得をいただいたので、手続上問題があったとは考えていません。

○川田委員 いや、そういうことというよりは、そういうことを聞いているのです。お金を請求することについても金額に関しては黒字になっていたから負担割合とわからなかったのです。だから聞いたのです。幾らの負担割合でやったのかと。県が5割持っていて、相手が5割持っているかもしれない。そこはわからなかった。だから聞いたのです。

今聞いたら100%、隣接する方がお支払いになったということですよ。だから、そこを聞いているのです。手続上というのは県が言ったから、相手はわからないから、そのとおりやらないといけないかなどいろいろあるではないですか。最初の説明が間違っているのでしょうか。

原因がわからないと。あなたに原因があるのなら請求をする形になりますと。管理上の問題だったら公共事業でできるではないですか。請求しなくていいではないですか。こちらに原因があるのだったら、公共事業でできるのと違うのですか。

行政法上そうです。どうして殻が川の中に落ちていたからといって、その人の費用でどけてもらったのか。原因もなしにそんな理屈が通用するはずがないです。裁判判例でも全部書いていますよ。

そこを聞いているのです。結論からいったら、100%を請求したのであれば、その請求が間違っていたのか。それとも代執行に工事代がかかっていますよね、5,000万円ぐらいかかったのですか。この5,000万円の分に関しても相手が原因であれば請求しないとだめではないですか。そうではないのですか。

○加藤県土マネジメント部長 ご指摘の殻撤去につきましては、殻は個人の財産ということで、相手のものですので、移設責任は持ち主にあると考えています。

○川田委員 撤去する費用はどちらが持つかという問題は別です。財産はわかっています、その人の財産です。だけど原因があるでしょう。その人が持ってきてそこにぼんと置いたのだったら、その人の責任でしょう。川でもそうではないですか、車が落ちたら落とした人の責任でしょう。だけど、道路を走っていて急に道路が崩れて落ちたと。そうしたら道路管理上の瑕疵ではないですか。河川に落ちたからと言ってその人の費用で車をどけるのですか。おかしいではないですか。

財産上、どけるというのと、それに係る因果関係によって工事が要ったのなら、その工事代を誰が支払うかという問題と言っていることをごちゃごちゃにしているからわからなくなるので、分けてもらわないと。誰の責任だということでしょう。その責任によって支払う側が決まってくるわけではないのですか。そんな答弁はおかしいです。いかがですか。

○加藤県土マネジメント部長 この殻撤去につきましては、原因云々ということではなく、所有者から依頼をいただいて、それに基づいて私どもで撤去し、そして費用については実費をお支払いしますということでしたので、それを請求し、お支払いをいただいたということです。

○川田委員 マスコミも取材に行っておられますので、県が言っておられることと相手と言っておられることが異なっているのです。取材をやられているのでこの内容はあえて言いませんけれども、今回の資料を見ても、相手から払いますから工事してくださいという書類は出ています。見ました。だけど、最初、相手が原因だからどけてくださいと言っているわけではないですか。ところが、護岸の調査、1回目、2回目のこの調査資料です。全部目を通しましたけれども、1回目の調査ではわからなかったのでしょうか。前面の岸側には掘れた跡があると。ただ、こちらは上から土砂が重なっているから調べられない、わからないと。上流側についてはそういった洗掘の跡がなかったと。真ん中の崩れたところは殻でわからなかったと。その工法については川に直接面していないところだから関係ないと、こういう結論でしょう。

ただし、1回目、可能性としては前面の岸側に若干洗掘の跡があるので、こちらもないとは言えないで終わっているのですよ。そして2回目の調査に入っているのですよね。今度は物理的に、机上の計算も全部入れてやっているわけでしょう。そして代表質問でも申し上げたように、原因がそういったことであると、違法盛り土をやっていたものの、擁壁による重さによって円弧率が下がってやったということが計算で裏づけることができたことと結んであるわけです。専門家が2回調査をやっているわけですよ。それで結論づけているのです。それでなぜまだ原因がわからないのだと。なぜそこまで言い切れるのですか。

○加藤県土マネジメント部長 調査についてご指摘を頂戴しました。調査の報告書としては3冊あったかと思えます。それで、1冊目の調査は最初に行った平成25年12月6日から平成26年1月10日までの調査ですが、現地の踏査、現地を歩いて調べるという調査を実施しています。1つ目の調査で得られた結論というのは、原因は2つ考えられるだろう。1つは隣接地の盛り土の荷重によるということ。それともう一つは河床の洗掘、護岸の洗掘、パイピング、いろいろな表現がありますけれども、河川がやられて、そういう被害に至ったという2つの推定ができるというのが1冊目の報告書の結論でした。

次に、引き続いて平成26年1月15日から平成26年3月26日までの期間で、2回目の調査を実施しています。その調査では、測量の調査を実施したり、ボーリングの調査ということで、より具体的な調査を実施しています。そこで得られた結果の一つとして、崩れた側の護岸の基礎があるかどうかを確認しようということで、そこをめぐってボーリング調査を実施しました。2カ所やっていますけれども、基礎部分がそこには残っていませんでした、そこに基礎がなかったという調査結果でした。この調査結果がどういうこと

を意味しているかということ、ひょっとするとそこで河川の洗掘が起こっていたということも考えられるだろうという結果であったと思います。

それで、3回目の調査を平成26年4月1日から平成26年12月26日までの期間で実施していますけれども、斜面の安定解析も実施しています。その結果、ご指摘のような盛り土の影響によって10%ほど安全率、安定度が低下しているだろうと。あるいは、盛り土がその安定度の低下の原因となって、台風出水の影響で崩壊に至ったという推計も計算上裏づけられるという結論が報告書には書いてあります。

しかしながら、最初の現地踏査で可能性が指摘された河川洗掘による影響については3回調査をいたしましたけれども、否定できないわけです。そういう洗掘が起こっていないという証拠はありませんでした。したがって、最終的な判断としましては、原因の特定には至らなかったということです。

○川田委員 いや、山崩れがあっても見えないところはいっぱい出てくるわけです。そこまで確定するまで物事は進められないわけですか。専門家に聞いてきたのです。多分、そうだろうと予想していたから。だけど、これだけの調査をやってここまで理論上でも裏づけられている。実際に殻がかぶって見えなかったから最後の調査に入ったわけでしょう。そういうことではないのですか。その時点でわかっていたらそれで終わりではないですか。公金を使って調査依頼をしているわけでしょう。内容を見ていたら洗掘があったかどうかはわからなかったから3回目の調査に入っているわけではないのですか。今言っている答弁はおかしいではないですか。最終的には確率100パーセントまで行かなくても、行為の有意差が見られるぐらいぎりぎりまでいった調査でしょう。そこで裏づけているわけでしょう。この結果で判定ができないということはある得ないということなのですか。ここまでこの調査にいくらかかったのですか。

当時の担当者もこれは公共工事ではできないと明言されているわけです。それを途中から、公共工事でやろうという派閥がいたのかどうか知りませんが、公共工事ですらと強行に進めたのでしょう。部長がご存じかどうかは知りませんが、そういったものもあるのです。

腹をくくって真実を隠して、そして公共工事で行ったということなのですか。調べていいたら、公共工事ではやはりできないと言っていた当時の方たちのことを聞いていまして、調査結果でできないではないですか。

さっきの殻撤去もそうです。殻撤去だけ原因がなくて請求できて、いや、これはだめだ

と言う理屈になるでしょう。河川の中に相手の財産がある、それは関係ないです。いかがですか。

○加藤県土マネジメント部長 殻撤去との比較ですけれども、繰り返しになりますけれども、殻撤去は個人の財産ですので、一義的には所有者たる個人に移設の責任があるだろう。そしてこの護岸につきましては、河川管理者たる県の管理すべきものですので、一義的には県がしっかりと直していかなければならないものです。河川法第67条に原因者負担金という制度はございますが、それに基づいて費用を請求するということになれば、しっかりとした根拠が必要になってまいると思いますけれども、今回、担当者含め、当初、原因者に負担をいただくということを思考してまいりました。その上で、しっかり原因を特定しようということで調査もしましたけれども、調査の結果、洗掘の可能性は否定し得なかったということですので、この解析の結果をもって請求するのは無理であろうということです。原因の特定を厳にがっちり証明できなかったということをもって、県で護岸の工事については実施をすると最終的な結論に至っています。

○川田委員 言っている意味がわからないのですけれども、私も行政法をやっているのに、何の根拠でおっしゃっているのかわからないのですけれども、原因がわからなかったら請求できないではないですか。原因もわからないのに何でも請求できるのですか。特別な法の定めがない限りはできないでしょう。できるのですか。その根拠を教えてください。相手の財産だからなど関係ないです。行政として、根拠のない請求はどうやってできるのですか。根拠を教えてください。

○加藤県土マネジメント部長 個人の財産が河川区域の中にありましたので、その持ち主にこれを移してくださいということです。

○中村委員長 ちょっと待ってください。

委員の皆さんにお諮りをしたいと思うんですけれども、今、始まって35分間、この問題で理事者側の答弁と川田委員の意見がかみ合わないと感じました。それで、この件に関しての川田委員の討論をですね、後に回して、まだ皆さん意見ありますので、中絶してもらって、再度、この件に関しては意見をいただくということでどうでしょう。どうも意見がかみ合っていないように思うのです。

○川田委員 きのうのロゴマークもそうではないですか。均等の機会を与えたのですかと言ったら、違うことばかり言うでしょう。だから、違うことを言っていたらずっとそのままいって、委員長の言葉をかりたら平行線になってしまうわけではないですか。

○中村委員長 そう。

○川田委員 行政として請求できるのかということを知っているわけでしょう。

○中村委員長 梶川委員。

○梶川委員 今の主張を、私達にわかるように説明がほしい。みんな何が争点かわかっていないのではないか。

○中村委員長 崩れたものが河川内にあるけれども、それを請求したことに対しておかしいのではないかと、どういう根拠で請求しているんだということだけです。落ちてきたものが自然災害だったら公共事業で災害復旧工事をやると。しかし、個人の殻が河川上にあると、個人に請求をしているわけです。それはなぜかと、どういう原因かということで、かみ合わないわけです。

○川田委員 わかりやすくいうと車が落ちてきました、その車は、その人の財産ですよ。原因が県にあったら県が弁償しないとだめではないですか。それを相手に請求しているのです。

○中村委員長 だから、川田委員。

○川田委員 いや、一例ですよ。

○中村委員長 だから川田委員のいうことはよくわかっているし、何も間違っていることは言っていないし、理事者側の答弁も行政手法に基づいて話をしていてし、委員長として聞いて、このままいくと平行線で、かみ合わないというのは私の感じたところです。

○川田委員 私の主張としては、議員だから、議会内で追及しているわけです。裁判とか司法に行ったら楽でしょう。ただ、私はそれをしたくないのです。だから、この議会内でやっているわけです。今の行政法からいって書面で全部議員に出してください。それをしかるべきところに持っていきます。なぜそういうふうに請求したのか。検査の結果の資料はもうあるので、これが全てでしょう。

○中村委員長 この件は平行線をたどるので、理事者側で、再三本会議や委員会で答弁されている事案ですし、まだまだ川田委員はこのことについて理事者側に対して意見を求めたいということです。

○川田委員 この件だけではなく、まだあるのです。

○中村委員長 後で質問したらいいです。

○川田委員 この件に絡んでのことがまだです。今殻撤去のことしか言ってませんが。

○中村委員長 殻撤去以外にもこれに関連してあるのですか。

○川田委員 あります。大問題になる。

○中村委員長 とりあえず意見の途中ですけれども、副知事もお見えですので、副知事の答弁、見解も聞かせてもらいます。

○松谷副知事 川田委員から根拠ということでお尋ねいただいている中で、加藤県土マネジメント部長からも河川法の具体的な条文も上げてご説明申し上げておりました。ですから、それが根拠でないというご見解であれば意見がかみ合わないわけで、行政法を勉強されているということですので、河川法第67条がどういう意味合いなのかということもご理解いただいた上でご質問いただいていると思いますので、我々としてはあくまでも河川法67条に基づいて実施したということをご理解をいただきたいと思ひますし、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○川田委員 わかりました。河川法67条の原因者負担金を根拠におやりになったということですね。

○中村委員長 副知事どうぞ。

○松谷副知事 失礼しました。ですから、申し上げているとおり、原因がどこにあるかというこの撤去をするかどうかについてもいろいろ議論があったということは前提としてご理解いただいているわけですし、我々としてはその方向で考えていったということで、それがなければ、それこそ根拠もなしに何らの行政を行うわけではないのであって、それに従ってやっているということをご理解いただいたらいいと思ひます。

○川田委員 副知事の答弁は非常にわかりやすかったです。だから、河川法67条の原因者負担金でやったということですね。わかりました。その答弁以上、求めるものはありません。非常にわかりやすかったです。

それで、次、聞きたいのは、盛り土行為をやられていますね。盛り土行為をやられていた違反している法律。盛り土行為の法例規を言っていただきたいのです。知事は、宅地造成等規制法違反については是正命令を行ったということで、先日代表質問のご答弁で言われているのですよ。いつの段階でどのような形で是正命令をして、その後どうなったのか、教えていただけますか。

○武田建築課長 ただいま、宅地造成の違反のことについてご質問いただきました。

是正命令は実際は行っておりません。是正勧告は何度か行っております。事実とは違うことになっていたということです。

○川田委員 先日の代表質問の答弁は、虚偽の答弁だったんですね。明確に、テープ起こ

しを全部してきましたよ。是正命令を行ったと、あのときおっしゃった1年以内に監督処分すると言われている、そのとおりやっておられるのだなど、思っていたのです。あの答弁には納得していたのですけれど。虚偽の答弁だったということですね。

○武田建築課長 命令は行ってはおりません。是正勧告であったということで、虚偽かどうかは私では判断できません。

○川田委員 違った答弁をしたら虚偽ではないですか。故意か故意ではないかはわかりませんが、虚偽ではないですか。そこは言い合っている時間はないのですけれど、質問して、聞いて、そしてあのとき知事が、何をおっしゃっているか答弁の意味もよくわからなくて、帰ってからもう一回解析したけれどもよくわからないのです。わからないことがいっぱいあるのです。最終日に知事にもう一回聞こうと思うのです。だけど、是正命令と是正指導は、全然意味が違いますよ。西松ヶ丘の問題でも、是正命令か、いや、計画書出せという監督処分かといってもめているわけで、その中で是正命令なんか言われたらそんなものかと思うではないですか。この答弁は、ひどいですよね。これはまた最終日に聞きます。

約5,000万円ぐらいでやられた公共工事の件、河川政策官に聞いたのです。臨時単独河川改良事業ということで議事録等には書いてあるのですけれど、歳入を見たらそういう名目もないのです。念のために委員会前にお聞かせはいただいたのですけれども、歳入でも予算は組んであったのですけれど、ゼロになっていたから単費でやったということですね。工事のもととなった歳入はどこですか、県債ですかと聞いたでしょう。県債を使っているらっしゃらなかったということですよ。

○平岡河川政策官 平成27年度奈良県歳入歳出決算報告書の143ページの下から2つ目の臨時単独河川整備事業債を使っているということですよ。

○川田委員 では、県債は使ったら記載してあるのですか。

○平岡河川政策官 ここに書いておりました。

○平岡河川政策官 決算としてはゼロになっております。

○川田委員 では、単費でやられたという解釈でいいということですね。

それで、単費でやって5,000万円ぐらいかかったとおっしゃっていたのですが、5,000万円の内訳を教えてください。

○平岡河川政策官 内訳と申しますのは工種ごとということですか。

○中村委員長 もう少し詳しく。

○川田委員 殻撤去いくらか言われていたではないですか。いわゆる工事の内訳がありますよね。わからなかったら後でもいいですけど、もしわかっていたら教えていただけますか。

○平岡河川政策官 申しわけありません。今、まとめたものがございませんので、後日説明に上がらせてください。

○川田委員 わかりました。委員長の命に従って、この件に関しては一旦置きます。

あとの分については後ほどさせていただくということで、失礼します。いつも思うのですけれど、どうして私の質疑に限っていろいろ皆さんから言われるのですか。私が、理事者にしている、質問であって、委員さんにしている質問ではないではないですか。

○中村委員長 これは委員長の議事不手際です。

○川田委員 委員長に言われるのはわかるけれども。

○中村委員長 この件はこれで打ち切って、また別の案件で皆さんのご意見もあるので、最後に川田議員の意見を求めます。

○川田委員 委員長の許可を得てやっているの、ああでもない、こうでもないほかの委員会でもありましたよ。もう限界です。

○中村委員長 決算委員長として深くおわびを申し上げます。

○川田委員 明らかに間違ったことをしているのだったら怒っていただいたら結構です。

○中村委員長 そんなことはないです。

○川田委員 審議で、いろいろ言われたら、次に言おうと思っていることを忘れてしまったりするのです。集中してやっていますので。

○中村委員長 だから、委員が発言中はほかの委員は静かにお聞きをいただくということでひとつよろしくご協力をお願いします。

○川田委員 お願いします。

○中村委員長 続きまして、質問は。

○梶川委員 それでは、簡単にやりたいと思います。

一つは、きょう、ここに観光局の方がお見えだと思うのですが、大立山まつり、国民文化祭・障害者芸術文化祭、それからは東アジア連携、こういった知事が中心になさっている事業の随意契約をした一覧表があったら、出してほしいんですけど、なかったらつくって下さいということで、すぐつくれるのかどうかわかりませんが、一覧表があれば出してほしいと思います。

それから、県土マネジメント部長にお尋ねしたいのですが、道路の整備をするに当たって、例えば緊急整備区間とか重点整備区間と、命名してやっている事業が、過去に記憶しているのでは、例えば私の地元では竜田大橋のところ、あるいは法隆寺インターの御幸橋のところなどで非常に渋滞が起こるので、そこを整備するに当たってそういう道路整備の仕方に命名をしてやったことがあるんですけど、それは今でもそういう名称はあるのかですね。それと、生駒郡の県道椿井王寺線があつて、五、六年前に3人目の死者が出たり、同じところで自動車の物損事故が起こったりしていたので、そこを整備するに当たって加藤県土マネジメント部長の前任者と思うのですが、重点整備区間として緊急整備をしますとおっしゃった。一生懸命整備をしていただいているとは思いますが、当時は歩道と車道の仕切りをブロックで1メートル70センチおきぐらいに置いていた。それに車が衝突して、事故をしょっちゅう起こしていたのですが、そのブロックを今ずらっと連担して並べて、事故は起こらないようになったと私は理解していたのですが、10月2日に自動車事故が起こりまして、みんなから、この道路、早く整備してほしいけれど、進捗状態はどうなっているのですかと言われたので、最初の問題とあわせて今の進捗状況を聞かせてほしい。

それから、3つ目に河川の関係で直轄の貯留池事業が計画されているわけですが、用地買収などはいつごろから始まるのか、聞かせてほしいと思います。大和川流域の中小河川の改修も、ちょっと雨が降ると生駒郡がつかるところがあるし、大和高田市もつかるところがあるわけですが、そういう意味ではこの大和川流域の特に内水河川、中小河川の整備も非常に大切な事業であるので、早急に進めてほしい。この大和川の貯留池事業が入っていたら、県土マネジメントの仕事は大変だろうと思うのですが、事業に携わる人の交通整理など、どちらもしっかりやってほしいわけですが、特に中小の内水河川のほうを当面は力を入れてほしいと思うのですが、どのようにお考えか聞かせてほしいと思います。以上です。

○中村委員長 それでは、まず、大立山まつり等随意契約について資料を出せるかということについて、お願いします。

○山下地域振興部次長企画管理室長事務取扱 観光局と、それから地域振興部の事業をお上げいただきまして、随意契約のリストということで、現在手持ちはございませんが、資料を整えてお出ししたいなと思うのですが、随意契約の中でもまず100万円未満の少額随意契約、それから通常随意契約に整理されますが、複数の事業者に事業提案をさせてそ

こから選んで、結果、一つの業者を決める形のプロポーザル方式、これも随意契約になります。それから、競争入札になじまない性質、目的を持った1つの特定業者にする随意契約という、大まかに言えば3つのパターンがあるんですが、全ての随意契約のリストをお求めでしょうか。その辺、確認させていただけたらと思います。

○梶川委員 私も専門ではないから、あなたたちほど知識を持っていないからわからないけれども、100万円以下という、競争するのがなじまないようなものは、除いてもらったら結構です。特に今回表に出ていたのは、例えば国民文化祭の秋田なんかでは、この前、言いましたけれど、県民に募ってやったらよかったというようなものが随意契約でいっているようなところを見てみたい。知事の仕事が不明朗というわけではないが、我々としてはそこを見てみたいというのがありますから、プロポーザルあるいは額の小さいものは除いてもらっても結構かと思います。

○山下地域振興部次長企画管理室長事務取扱 わかりました。整理してご報告さしあげるようにいたします。プロポーザルの方式になりますと、地域振興部あるいは観光局では、限られた予算の中で一番良質な事業展開をしていこうということで相当数ございますので、作業なども相当かかると思いますので、おっしゃっていただいた形のものをご相談して、至急整理をしていきたいと思えます。

○梶川委員 その内容を見ながら、総括でまた意見を申し上げることがあるかもわかりません。

○中村委員長 はい、わかりました。

続きまして、道路問題については、森本道路政策官のほうで答えてもらったほうがいいのではないかと。

○森本道路政策官 2点、梶川委員からご質問あったと思えます。重点整備宣言路線、今はどうなったかというご質問が1点と、それから県道椿井王寺線で、事故など多いけれども状況はどうなっているかという質問だったと思えます。

まず、1点目の重点整備路線ですけれども、平成20年に5カ年計画を作成しております。奈良県の今後5カ年の道づくり重点戦略がございまして、その中で重点整備宣言路線と位置づけてやっている部分がございます。例えば今説明しました県道椿井王寺線はそこに入っております。

そして、次の5カ年として、平成26年に新たな5カ年計画である奈良県道路整備基本計画を策定いたしております。その中で、骨格幹線ネットワークであったり、目的志向の

道路という位置づけをして整備を行っているということでございます。県道椿井王寺線につきましては、目的志向の道路とで位置づけて整備を進めているという状況でございます。

それから、県道椿井王寺線の進捗状況ですが、平群町の椿井から王寺町の元町1丁目に至る3キロメートルの路線で、1日当たりの交通量は1万2,000台程度です。その中で国道168号と交差する椿井交差点から、県道信貴山線と交差する勢野交差点まで約1キロメートルが未改良、幅員5メートル程度です。非常に狭い区間となっております。車道部、歩道部とも幅員狭小で、通勤、通学時に錯綜して事故等が起こっているのは事実でございます。この5年間で17件の人身事故が起こっています。そのため、平成18年度から、幅員5メートルの道路を14メートルに、両側に歩道がつく道路に拡幅するという事で2車線の道路改良に着手しております。そのときに平成20年度から平成25年は前の5カ年で位置づけて、現在は道路整備基本計画の中で目的志向の道路、生活利便の道路ということで整備を進めております。

今、拡幅しようとする1キロメートル区間ですけれども、周辺は昭和40年代ぐらいに民間で開発されたところにある道路で、個人の住宅がずっと連担しているところでございます。用地買収の案件が大体80件ぐらいございます。平成27年度までで40件、買収は終えております。今年度、さらに20件の方に対して用地交渉を開始してございまして、現在、そのうち5件の方のおおむねの合意をいただいております。契約手続を進めております。その5件の契約手続と残りの方の用地交渉を進めているのが今の状況でございます。

住宅地の中を通っている道路ですので、移転先の確保、あるいは補償金の問題などもございまして、難航するケースも結構あるような状態で、時間がかかっていますけれども、今後も丁寧に地権者の方に説明して協力を得ながら、精力的に事業を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○平岡河川政策官 梶川委員から、国の直轄遊水地と中小河川の河川改修を促進するようというご質問でございました。

国の直轄遊水地につきましては、平成25年11月に河川整備計画に位置づけられまして、平成26年度から近畿地方整備局が斑鳩町、安堵町、川西町におきまして事業計画等について調整を進めておりました。今年度から川西町で用地買収に入ると聞いております。この事業につきましては、非常に大事な事業であると県も認識しておりますので、国と地元と県と3者が連携して、整備促進できるように努めてまいりたいと思っております。

それと、次に中小河川でございますが、これは県の土木事務所で事業を進めております。ここにつきましても地元の町の協力もいただきながら、整備促進していきたいと思っております。以上でございます。

○梶川委員 道路の件は重点整備とか緊急の道路計画で包含しているということですのでそれで結構ですが、どこの道路ももちろん危険なところは大切なのですが、ここも相変わらず狭い道路で、10月2日に起こった事故は夕方7時半ごろ、日が暮れてからでしたから、レッカー車で車をつり上げようと思うのですけれど、日本の場合、上には架線がいっぱいあるから大変なので、警察官も出て日暮れの中で作業をなさってたわけですが、そんな道路ですから、できるだけ早く、きょうは宮本委員もおりますが、一緒に力を入れているところですので、よろしく願いをしたいと思えます。

それから、直轄の貯留池事業と大和川流域の中小河川の対策、これも今聞きましたので、それぞれの仕事を分けながらしっかりと進めていただきますようお願いをして、終わります。以上です。

○宮本委員 それでは、3つのテーマで質問したいと思えます。1つは大立山まつりについて、2つ目が中町駐車場の跡地について、3つ目が土砂災害警戒区域の問題についてお聞きをしたいと思えます。

まず1点目の大立山まつりについてですが、幾つか聞きたいことがあります。一つは、大立山まつりの来客数です。これをどう見るのかということですが、県の発表では5万1,000人ということですが、これはカウントの仕方がいろいろあったということで疑問の声が上がっております。この5万1,000人という数字を正確なものとしているのかどうかということをお聞きしておきたいと思えます。

2つ目に、5万1,000人という来客を前提として出された経済効果です。5万1,000人のうち日帰り客が90%で、1人3,900円という数値を掛け合わせて1億8,000万円と。宿泊客については1人2万6,000円という数値を掛け合わせて8億6,000万円。合計10億4,000万円の経済効果ということなのですが、この数字が私どもの実感とかなりかけ離れているように感じるのです。この点の評価をお聞きしておきたいと思えます。

ちなみに私も会場に行ってみりましたが、あったかもんグランプリは売り切れていたということですし、また奉納儀式に参加できる特別観覧席が2,500円、奉納のみの場合は300円ということだったのですが、これも購入しませんでしたので、実際には私は

会場では1円も使わなかったのですけれども、そういうことを踏まえますと、あったかもんグランプリの売り上げがおおよそ幾らだったのかということと、それから奉納儀式に参加できる特別観覧席の2,500円の売上数、あるいは奉納のみの場合の300円の売上数がどれぐらいだったのかということも参考までにお聞かせいただければと思います。

3点目にこの問題でお聞きしたいのは、これから実行委員会で議論をされると思うのですが、祭りの手法、あるいはイベントの中身についても複数の方面から県民の声としてお寄せいただいているご意見があるので紹介をしたいと思うのです。一つは、祭りの会場で、大立山まつり実行委員会事務局が配った大立山まつりの楽しみ方、これに対するいろんなご意見でありまして、一つは、神様、仏様が集まってくるということで大極殿に挨拶をしようと、それから願い事をお祈りしようというようなことです。こういうことが歴史公園としての平城宮跡の真実性との関係でいいのかということですか。ふざけ過ぎではないかという厳しいご意見もいただいております。今年度もこういうことをやるのかどうか、実行委員会でどういう議論をしているのかということについてお聞かせいただければと思います。

また、巡行した大立山ですね。FRP強化プラスチックを素材に四天王をモチーフにつくられたものなのですが、これが現在は展示をされたり、あるいは倉庫にしまわれたりしています。イベントなどで使う場合に貸し出しをするということになっているわけですが、貸し出す場合にどういうところで貸すかどうかの決定をするのか、貸し出す場合の費用負担はどういうふうに決めているのかということについてお聞かせいただければと、大立山まつりについては以上です。

2点目の中町駐車場の跡地についてですが、これは2010年に実施をされました平城遷都1300年祭の際の臨時駐車場として2009年に20億円かけて取得、整地をされたものであります。その当時から、20億円もの費用を使って臨時駐車場を整備するのはいかがなものかということでご意見を申し上げてきたわけですが、結局、臨時駐車場だったので、その後はほとんど利用されずに5年間が経過をしていると思います。この5年間の利用実績がどのようなものだったのかということをご改めて明らかにしていただきたいと思っております。今後、この跡地をどのように活用するかについては道の駅という案が出ては消えたり、児童公園、あるいはドッグランができるような憩いの場ですとか、幼児、あるいは小学生向けの体験型教育施設がいいのではないかとか、いろいろと県民の意見が上がっている状況があります。現在、策定中と聞いているわけですが、跡地の活用について

はどのように検討されているのか。私は検討するに当たっては、県民の意見を広く募るべきだと考えるわけですが、その点どう考えるかをお聞かせいただきたいと思います。

3点目の土砂災害警戒区域についてですが、台風や集中豪雨による、あるいは洪水、土砂災害のたびに、本来避難所となるべき学校や福祉施設などが被災をして犠牲者を出したり、あるいは孤立して救助を待つといった状況を目にしています。本県においては、これまで土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンが1万967カ所指定済みとなっていて、さらに土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンについては9月末に新たに145カ所が指定をされて、合計1,488カ所となっています。これらの地域の中にある避難所やあるいは学校、福祉施設ですね。避難所となるような場所について一層安全対策が求められるわけですが、本県でこういった施設に対して市町村との連携も視野に当然入れながらなんですが、どのような対策に取り組んでおられるのかということについてお聞きをしたいと思います。以上です。

○中西ならの観光力向上課長 私には大立山まつりの関係で4点ご質問があったと思います。

まず1点目カウントについてのお話でございました。カウントにつきましては、大極殿の南門入り口でカウンターによる実数把握に加えまして、佐紀町、県道104号線からの大極殿への入場者やあったかもんグランプリでの目視による観測数を介して、来場者数を算出したところでございます。これは春、夏、秋に実施する天平祭のカウントの方法に準じた方法で、粗かったとは考えておりませんが、いろいろご意見はいただいたところでございます。

今年度の実施に当たりましては、実行委員会もございますし、その下に部会も設けておりますので、そこで意見もしっかり参考にしながらしたいと思っておりますが、現時点で私どもで把握している数字は5万1,000人でございます。

また、消費単価の3,900円でございますが、これは県で実施いたしました平成26年度の観光動態調査における日帰り観光客の1人当たりの消費額を平均して出したものでございます。これは県内10カ所でアンケート調査を実施した結果で出したものでございまして、消費額についても県の数字としてはこれを持っております。これら県で把握しているデータを掛け合わせまして、1億8,000万円の経済効果、いわゆる観光客の消費があったものとして推計として出しております。

また、次にあったかもんとあんどんの売り上げについてのご質問があったと思います。

あったかもんにつきましては、約500万円の売り上げがあったということでございます。そして、あんどんにつきましては、約200の受け付けがあったということでございます。手元に、細かい数字がないのですが、約200でございます。

次に、お祈りに関しての質問でございます。大立山まつりでは、会場を訪れていただいた皆様にそれぞれの1年の無病息災を祈っていただくということで、祈りの方法や祈りの対象は限定しておりません。一般的に悪いものを払って無事に1年を過ごせるように願う日常行事と考えておまして、その行為につきましては特段の宗教性を持たせているということは考えておりません。今年度の実施につきましては、今、実行委員会、また部会において検討しております。ことしどういう形で会場をしつらえるかについては検討中でございます。

最後に、大立山の貸し出しということでございます。現在、4基の大立山のうち県庁のエントランスに多聞天、イトーヨーカドーに広目天の2基を展示しております。イトーヨーカドーですが、もともと近鉄奈良駅に3月まで展示していただいて、その後移動したものでございます。他の2基については、分解して県有資産に保管しているところでございます。

基本的には大立山の貸し出しにつきましては、貸し出し申請をしていただきまして、個別に許可をしていくという形をとっております。貸出先は国や地方公共団体、または実行委員会の委員の団体や協賛団体で、特に祭りの運営に支障がない方については貸し出しを認めようと考えております。また、費用につきましては、原則としてお貸しする側に持たせていただくと考えております。私からは以上でございます。

○森本道路政策官 宮本委員からのご質問、中町駐車場について、まず1点が過去の利用実績はどうか、もう一度明らかにということと、もう1点がどのように活用案、今、考えてるのか、住民の要望を踏まえてどうしていくのかというご質問だったと思います。

まず1点目の過去の利用実績でございます。委員お述べのとおり、中町駐車場は平成22年に実施されました平城遷都1300年祭のフェア時期にパーク・アンド・ライド駐車場としまして、延べ54日間で1万6,000台の利用実績がございました。その後平成23年度、平成24年度は平城宮跡天平祭の開催にあわせまして、パーク・アンド・ライド駐車場として延べ34日間、この間の利用は約2,000台ということになっております。また、平成23年度と平成24年度には、一日道の駅を延べ4日間実施いたしております。来場者が4日間で6,000人で来られて、道の駅等ニーズがあると思っております。

す。それから、平成25年度以降は全国大会規模のスポーツ大会があるときに臨時駐車場などの用途で使われております。利用実績は以上でございます。

それから、現在の整備案と、それから住民の意見、要望を踏まえてということでございますが、場所としましては第二阪奈有料道路と県が4車化を進めています県道枚方大和郡山線の交通結節点にあるということ、それから市街地に非常に近い、それから4ヘクタールという非常に大きなポテンシャルのある土地でございます。委員お述べのとおり、これまで公園にしてはどうかとか、ドッグラン、それから農産物直売所はどうかとかいろんな意見があったのも承知いたしております。

先ほど申しました整備の方向ですけれども、現在は道の駅としての整備を進めようということで検討しております。ただ、県内の道の駅は市街地に近いところがあまりございませんので、全国に1,000カ所ほど道の駅があるのですけれども、市街地に近い道の駅23カ所について、どんな使われ方をしているかを調査いたしております。その結果でございますが、農産物の直売所、レストランのある道の駅が23カ所あると。それから、公園、広場の機能を持つ道の駅が約半数、それから規模ですけれども、23カ所のうち4ヘクタール以上は2カ所で、やはり4ヘクタールが非常に広くて、平均しますと大体1.6ヘクタールぐらいとなっております。

それらを踏まえまして、現在、県産材のPRを行うような産業振興系の道の駅、あるいは農産物の直売所と農業体験ができるような農業振興系の道の駅、あるいは道路交通の拠点としての機能を発するような交通拠点系などそれぞれのテーマについて、また、かなり広いので複合したような整備案はどうかということで検討している状況でございます。現時点ではまだお示しできるようになっておりませんが、非常にポテンシャルのある大きな土地ですので、県民の方々に喜んでいただけるような施設にしていきたいと考えて進めているところでございます。以上でございます。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 官本委員から、土砂災害警戒区域に係る学校や福祉施設等の安全対策等が求められる中で、市町村と連携をしながらどのように、土砂災害対策に取り組んでいるかというご質問をいただいたと思っております。

委員ご指摘のとおり、昨今の頻発する豪雨の中で、土砂災害や洪水等が発生をしているところで、学校や、それから福祉施設等の管理者にもしっかりと備えていただく、もしくは利用される方もしっかりと備えていただくということが重要と思っております。特に土砂災害につきましては、どこが危険なのかということ、それからどんなことが起こるのかとい

うこと、それからいざというときにどうすればいいのかについて万が一に備えていただくことが重要だと思っています。

そういった観点から、委員ご指摘のとおり、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域を、イエローゾーン、レッドゾーンに指定をさせていただいて、どういうところが危険なのか、土石流や崖崩れ、それから地すべりがどこから発生するのかを公表させていただき、指定をさせていただいているところがございます。

そういった中で、これを活用をしていただいて、実際に理解をいただくという取り組みがソフト対策で重要だと思っていますところ。そういった観点から、土砂災害警戒区域や特別警戒区域を示した図面を利用したワークショップ、それからそのようなものもしっかりと理解していただくような防災講習会などを開催する中で、今年度から特に小・中学校の生徒様方及び先生方にもご参加いただくように声をかけさせていただいているところ。例えば、7月には首爾中学校、8月には生駒市の壱分小学校などにも行かせていただいているところ。以上です。

加えまして、福祉施設等ですが、関係機関、県庁ではございますが、指定したエリアにつきましても、情報提供をさせていただいているところ。防災訓練等、今まで住民、市町村の方々をおおむね対象にさせていただいていたところではございますが、今後、こういった関係機関の方々とも連携をさせていただきながら、福祉施設等の管理者にもご参加いただけるような工夫ができないかということもあわせて考えていきたいと思っていますところ。以上です。

○宮本委員 ありがとうございます。土砂災害警戒区域、また特別警戒区域の対策についてはしっかりとお願いしたいと思います。

それで、大立山まつりについてですが、こういった質問をさせていただいた狙いは何かといいますと、今年度も、また来年度以降もやるということですので、税金を使ってやるわけですから、正確な評価をしていく必要があると思っただけで、来客数のカウントの仕方について、天平祭に準じたカウント方法だということですが、意見が寄せられていることは認識をされているということですので、カウントの仕方について、今年度の場合、改善をされるのかどうかを改めて問うておきたいと思っています。

それから、経済効果についてですが、あくまでも観光実態調査のデータを掛け合わせたもので、参考値になろうかと思うのですが、実際にはあったかもんぐランプリの売り上げが500万円、これは今年度さらに増強されますから1,000万円なりそれなりになる

のかなとは思いますが、また、あんどんが200の受け付けということですから、売り上げは数十万円ぐらいなのか、それとも300円でいきますと数万円ということになるのですが、そんなに大した影響を与えるものではないのかと思います。そういう点でいきますと、経済効果が10億4,000万円と、この数字だけがひとり歩きして、2億円かけて10億円の経済効果があったという評価が走っていきますと、正確さを欠くのではないと思うのです。公費を使って行う事業ですので、何人来てどれだけの売り上げがあって、どれぐらいの経済効果があったのかということは正確にしておく必要があると思います。この経済効果の算出の仕方についても、見直すのかどうか、この点、入場者のカウント数とあわせて見直すのかということも再度お聞きしておきたいと思います。

それから、祭りの手法についてですが、これについては実行委員会で検討されるということだったので、実行委員会がどういうメンバーで、今年度どれぐらいのペースで展開、実施をされているのか、お聞きしておきたいと思います。はたまた実行委員会ではなくて事務局サイドでやっているというのであれば、事務局はどのようなメンバーでやっているのかということもお答えいただければと思います。

それで、もう1点聞きたいのですが、大立山の貸し出しについて、これは趣旨に対して支障がなければ貸し出すということだったのですが、その場合に経費はどれぐらいかかるのかを目安として示していただきたい。例えば、近鉄奈良駅からイトーヨーカドーに移してイトーヨーカドーで展示をされると。その場合、費用の負担はイトーヨーカドーがなされたのかと思うのですが、おそらくばらして運んで組み立てると、その経費も含んでいると思うのです。移動にかかった経費が大体どれぐらいで、本体の貸し出しについては何か特定の価格を設けているのかどうか、その辺をお聞きしておきたいと思います。大立山まつりについては以上です。

それから、中町駐車場について、お答えをいただきました。初年度、平城遷都1300年祭があった年は春の時期で、いただいている資料では5,666台、夏は期間が短かったので1,600台、秋は30日間あって9,200台となったわけですが、それ以降の平成23年度、平成24年度でいきますと、先ほど答弁では合わせておよそ1,900台と、2,000台ということだったんですが、平成23年度は春の期間10日間で840台と、秋の期間7日間で322台と。平成24年度については春の期間10日間で686台、秋の期間7日間で100台ということですから、1日平均にしても40台ぐらいになってしまうのです。そういう実績ですので、20億円投じて結局はこういうことになって

しまっているということをどう受けとめて、どう総括しているのかを再度お聞きしておきたいと思います。

跡地の整備については、多方面からの意見を聞いていただいて、また市街地における道の駅の状況も調査をされて検討していただいているということですので、しっかり県民のいろんな要望や意見に広くそういう声を募っていただいて、いいものと思うのですが、この5年間の利用実績をどう評価しているかという点について、再度お聞きをしておきたいと思います。

○中西ならの観光力向上課長 大立山まつりにつきまして何点かご質問をいただきました。

まず、入場者のカウントのお話でございます。これについて、いろいろご意見をいただいております。それは十分認識をしております。今年度につきましては、実はことし、平城宮跡でいろいろ工事をされておりました、昨年と同じようなレイアウトではできないという実態がございます。したがって、当然来場者の動線も変わってくるという中で、カウント方法も見直しをしなくてはいけないと考えておりました、現在検討をしているところでございます。

続きまして、経済効果でございます。宿泊につきまして、冬季誘客キャンペーンの一環として大立山まつりをやった関係で、ネットクーポンのキャンペーンの分を全て盛り込んだ形で、1月、2月の宿泊客の上昇ということで非常に大きな数字を上げておりました、大立山まつりそのものだけの経済効果ではないということでございます。現場でお金を使っていたかということではなかなかそう大きくはならないと思うのですが、ただ、観光客の消費額というのは、要は、家を出てから帰るまで、特に県内で使っていただく額がどうかということですので、宿泊代もそうですし、お食事をいただいたりとかお土産を買っていただくということも含めて消費額だと思いますので、そういうところがふえていくように努力はしていきたいと考えております。

また、実行委員会についてのお尋ねでございました。今年度につきましては5月に実施して、それ以降は実施できておりません。ただ、ことしは、実行委員会の下に部会を設けました。総務、企画渉外、交通警備、会場運営、おもてなし、広報プロモーションという6つの部会を設けまして、県の職員も観光局ではなくて横断的に他の部局もお願いして入っていただいて、なおかつ全39市町村から職員を派遣していただきまして部会を開いております。地域の皆さんの意見も聞きながら進めるという機会を設けながら、検討を進めているものでございます。

それと、貸し出しについての費用ですが、私どもで把握しているものと業者の方が直接やられているものもあります。すぐに手で運ぶわけにいかないのも、それなりの重いものも必要ですし、実績として50万円ぐらいかかったという話も聞いております。結構な費用はかかるということです。以上です。

○森本道路政策官 中町駐車場の利用状況を踏まえてどう思っているかというご質問でございました。

平城京遷都1300年祭のときは54日間で1万6,000台と一定の効果はあったと考えておりますが、その後、平成23年度、平成24年度と平城京天平祭でやって、その間に市街地の内部で車の処理ができるというのがわかってきて、平成25年度以降はパーク・アンド・ライドとしては使われていないと、臨時駐車場として使われているというのは事実でございます。それらを踏まえましての、先ほど述べましたけれどもすごくいい立地にある広大な土地で、貴重な県有財産ですので、しっかりとした計画を立てて県民の方に喜んでいただける、また、北部の拠点となるような、施設になるよう検討していきたいと思っております。以上です。

○宮本委員 駐車場の答弁を聞きますと、初年度いっぱい入ったと、2年目、3年目、それ以降は使わなかったけれども、立派な施設にするのだから20億円いいじゃないかというようなニュアンスにも聞こえましたので、私としてはそれでいいのかなという思いを、やはり20億円もつぎ込むときにもっと議論が起こるべきだったと思いますし、そういう思いをずっと持っておりますので、ここで申し上げておきたいと思えます。

それから大立山まつりのことですが、カウントの仕方を見直すということです、見直すからには正確なカウントができるようにぜひ検討していただきたいと思えます。

それから、経済効果の計算です。日帰り客の分が1億8,000万円と、宿泊客の分が8億6,000万円ということで、ネットクーポンの分を全部盛ったということですが、盛り過ぎじゃないかと私は思うのです。経済効果がこんなにあったのかと。会場では私みたいに1円も使えなかった人間がたくさんいるわけです。帰りにどこかに寄ったかという、コンビニに寄っておにぎりを2個買っただけですから210円使って、あとは近鉄の電車賃ぐらいですから、1,000円使っていない状況です。それで1人3,900円掛け合わせて出すということが果たして妥当なのかという思いも持ちますので、経済効果の計算の仕方もきちんと見直して正確にするべきだと思えましたので、申し上げておきたいと思えます。

それから、貸し出しです。これは近鉄奈良駅からイトーヨーカドーまで運ぶので50万円ということでもいいのですか。50万円ということですね。それ以外の貸し出しの費用、経費は請求していないということでもいいのでしょうか、それとも1日幾らということ貸しているのでしょうか、そこを改めて聞いておきたいと思います。

○中西ならの観光力向上課長 貸し出し費用についてはいただいております。

○宮本委員 無料ということですね。

○中西ならの観光力向上課長 はい。

○宮本委員 この問題は、いろいろ話題になって、それを聞いて来てくれる人がふえるという分にはいいと思うのですが、何か誇大広告みたいになって万々歳だったという評価だけでは、2年目、3年目のやり方に影響を与えていると思っています。会場が暗かったとか寒かったという問題についても参加者から意見を聞いております。温かくすればいいとか明るくすればいいということにはならないと思っています。天平祭も結構な費用、2億円程度、使ってイベントをしているということで、平城宮跡が歴史公園として、また史跡としての役割を持っている中で、こういったイベント広場と化して、経済効果が盛られた額で評価をされて進んでいくことに対しては非常に違和感を持っておりますので、そのことを申し上げて質問を終わりたいと思います。

○今井委員 それでは、質問させていただきたいと思います。当初予定しておりました質問よりも別のことで質問させていただこうと思います。今、宮本委員が言っておりました平城京の問題ですが、天平祭に2億5,700万円ほどお金をかけているということで、大立山まつりにばかり目が行ってましたので、結構こちらにもお金がかかっているという印象なのですけれども、特に春、夏、秋とイベントをやっております、秋が一番人数がたくさん来られている。来場者数が5万5,000人となっております。

ところで、自衛隊の基地祭でブルーインパルスが平城京の上を飛ぶという問題ですけれども、県に聞きましたら、知事に招待状が来ているのだけれども正式には説明はないと言われておりました。で自衛隊のこの基地祭のポスターの案内に天平祭の中で自衛隊のパイロットの方が説明をするということが書かれているのですが、このことで県にお話が来ているのかをお伺いをしたいと思います。

○志茂平城宮跡事業推進室長 10月29日から秋の天平祭を開催するにつきまして、ブルーインパルスがその上空を飛行することにつきましての質問でございます。

航空自衛隊から、既に11月5日、6日に、行事としてブルーインパルスが奈良市内の

上空を飛ぶということで相談がありました。その相談といいますのが、平城京跡で多くの人が集う秋の天平祭が行われるということがありまして、私たちもそのとき初めてこの飛行を知った次第でございます。

しかしながら、天平祭では例年かなり多く来場者に来ていただくということがございまして、このことを事前に広報しておかなければ、当日、あの飛行は何だということで相当な問い合わせが来るということがありまして、逆に混乱を来すのではないかとということを経験した次第でございます。事前広報としまして、ブルーインパルスが秋の天平祭のときに上空を飛ぶということを事前に告知するのが一つのサービスと考えた次第でございます。

飛行に関しましては相当な音量を伴うということで、私どもの計画していますステージイベントとブッキングができないということがありまして、それであれば滑空の時間帯については、これも一つのサービスになるのですが、航空自衛隊の方にこういう飛行があるということで説明をしていただくのが、住民サービスの観点から重要ではないかとということでここに至った次第でございます。以上です。

○今井委員 天平祭の中にブルーインパルスを組み入れてやっても支障がないようにされていると伺ったのですが、ブルーインパルスの飛行につきましては、過去にもあちらこちらで事故が起きている。浜松の基地祭におきましては飛行機が墜落してパイロットが亡くなって、見学をしていた人が12人負傷したという事故も起きている。時速1,000キロメートル以上の飛行機が隊を組んで曲芸みたいな形の飛び方をするわけですから、そうした危険が伴うのは十分に想定できる中身かと思えます。

平成25年にも基地祭のときに飛行があったということなのですが、国に対しておかしいのではないかとという申し入れをした際に、国土交通省ですけれども、それは許可をしているというのが国の意見だったのですが、そのときに、万一飛行機にトラブルがあったりした場合には安全に着陸できる場所を確保して、届け出もするのが条件になっていることがわかりました。もし今回、平城京の上を飛ぶと、県庁の横から東大寺のほうも飛ぶということになりまして、万一何かがあったときに想定できるのは平城京にとまるか、春日の原生林に突っ込んでとまるか、そういうことで私は極めてこれは危険であるし、ましてや世界遺産ですので、最大限に努力で守っていかなくてはいけないところの上を飛ぶことは、大変問題ではないのかと思っているわけですが、その点をもう一度お伺いしたいと思います。

○志茂平城宮跡事業推進室長 今、過去に事故があったということをお伺いした上での話

ですけれども、当然、今回の航空飛行につきましては、きのうも話があったのですが、国土交通大臣の許可を経た上で航空ルート等が決められていると伺っております。航空自衛隊からは平城京跡の上空を飛ぶにあたって、高さが一定基準以下は飛べないというようなこともあって、例えばここに山脈がある、山地があるというようなところも回避するということが伺っていますし、まして視界が悪い、天候の雲一つとってもその天候の状況を見て中止になる場合もあるということも伺っております。その辺は今までの経験から、事故のないようにということを前提に国土交通省との協議も済んでいるということも前提に、今回、飛んでいただいて結構ですという対応をさせていただいているということでございます。

○今井委員 やっているところにたまたま飛ぶというのではなくて、そのために舞台の演奏も中止をして時間をあけるということであれば、割と積極的な受け入れをしてるのではないかと思います。また最終日に知事に質問させていただこうと思いますが、私は大変危険なことではないかと思っております。

それから、もう1点ですが、午前中にも聞きましたけれども、明日香村に星野リゾートが来ることになったというのがきょう新聞報道に出ておりました。県がこれを誘致したのかと聞きましたら、県はかかわっていないということがわかったわけですが、県ではホテル誘致のために相当な費用を使っているのだらうと思います。明日香村が選ばれたというのは、さすが星野リゾートだという感想を私は持ちましたけれども、自然とか文化とか歴史とかそういうものを本当に大事に、奈良県があるものを大事にしていたら、当然選ぶ人は選んでくれるのではないかと思います。奈良県の既存のさまざまな施設をなくして、一定の場所を確保して、今回、ホテル誘致ということでやるわけですが、このような平城京の歴史遺産のところも使ってもいいというやり方でやっていったら、幾らお金をかけて大きなところ、いいところを呼ぼうと思っても、今回、決まりましたけれども、奈良県の今後のあり方としてこれは考えておく必要があるのではないかと思いますので、意見を申し上げておきたいと思っております。

それから、水道のほうでお尋ねしたいのですが、消費税が平成27年度の当初から8%ということになっておりますが、水道にかかわる消費税についてはどのような影響になっているのか、また、電力が自由化になりましたので、その影響はどんなふうになっているのかを教えてくださいたいと思っております。

○郡水道局総務課長 私には、消費税率の引き上げの影響及び電力自由化の影響について

という2点の質問をいただきました。お答えさせていただきます。

水道事業における、消費税及び地方消費税の取り扱いについては、仮受け消費税である水道料金にかかる消費税等から仮払い消費税である物品購入費や工事請負費等にかかる消費税を控除した上で、残額を納税しております。平成27年度決算における仮受け消費税額は7億4,500万円余、仮払い消費税額は2億300万円余であり、差し引き納税額は5億4,200万円余となっております。

消費税率の引き上げによる影響については、さきに述べたように、仮受け消費税額から仮払い消費税額を相殺して納税するとともに、利益については税抜きで計算しておりますので、収支上は特段の影響はございません。

次は、電力の自由化について答弁させていただきます。水道局においては、これから電力自由化の拡大にあわせて特別高圧電力と高圧電力を使用している施設について、電力調達先の決定を一般競争入札により行ってきたところでございます。対象の施設は、広域水道センター、桜井浄水場、御所浄水場、新平群ポンプ場、下市取水場、高取ポンプ場、天理ポンプ場の計7施設でございまして、この7施設で県営水道の動力費全体の97%を占めています。今年度の入札結果で申し上げますと、応札者がなく、入札不調に終わった天理ポンプ場を除く6施設全てで新電力が落札しておりまして、落札価格と関西電力の単価をもとに水道局で算定した額で比較しましたところ、約3,200万円の節減効果があったとなっております。

県営水道につきましては、これら7施設以外に51の施設で電力を使用しており、ことし4月からの電力小売の完全自由化により、この51施設についても入札が可能となったところです。入札による一定の節減効果は期待できますものの、いずれも契約額が100万円未満の小口な契約であることから、入札の執行や入札不調となったときの対応など事務負担の増加も考慮し、今後、これら51施設につきましてはどういった調達方法がよいのか現在、検討しているところです。以上です。

○今井委員 水道は暮らしに直結しているものでございますので、ぜひ効率的な運用をしていただいて、今後とも料金の引き上げ等にならないように努力をしていただきたいと思いますということをお願いしておきたいと思っております。以上です。

○猪奥委員 1つお伺いしたいと思います。今、外国人観光客の方にたくさん来ていただいて、イスラム教圏の方もたくさんおいでいただいております。先日、夕方のニュースを見ておりましたら、奈良県でハラール食に対応したラーメン屋さんがオープンしたという

ニュースが放映されていました。数年前に一度お聞かせいただいたのですけれども、ハラール食を奈良県内で進めていくに当たって、一度、県で研修を開いていただいたことがあるのですけれども、それから少し低調になっていると思います。現在の奈良県内のハラール食が提供できるレストランの状況ですとか、レストランが開業できるように、そういった知識を広めていただくための研修などを今、県でどういうふうにお取り組みをいただいているのかを事前に申し上げておりましたので、わかる範囲でお教えいただければと思います。

○中西ならの観光力向上課長 ハラールの対応についてのご質問でございます。外国人観光客の増加に伴いまして、ハラールを必要な方もふえているということは認識しております。県内の宿泊施設の中にはイスラム教の方に配慮した食材ムスリムフレンドリーメニューの提供や、お祈り部屋を用意してホームページ等について情報提供に努める施設がある一方、まだまだ県内全てで十分な対応ができるとは言いがたいところでございます。

委員お述べのとおり、過去にもてなし環境の向上のためにムスリム研修をさせていただいたことがございます。今、それは中断しているのですが、ムスリムの方、最近来られる方もふえておりますし、ご存じのようにラーメン屋さんもできました。どんどんふえてきているところがありますが、ただそこも本当に十分なのかということも含めてしっかり検証はしていかななくてはいけないと考えております。

今後、いろいろ状況を見ながら、具体的にどういう支援ができるのかをしっかりと考えていきたいと思っております。以上です。

○猪奥委員 ありがとうございます。4年ほど前に一度講習会をやっていただいて以降やっていただけていないのかと思っております。こういうものが食べられますよ、食べられませんよ、提供できますよということは最低限の知識として観光業に携わっておられ、食事提供をされる方々にはぜひ知っておいていただく機会を県で設けていただくことは、国際観光都市として必要なことかと思っております。ぜひ、まずは講習会から実施をしてください。

それと、このレストランでは食事ができますよといった情報提供を観光プロモーション課になるのでしょうか、県のホームページから見られるような仕組みをつくっていただく、イスラム教の方はどれぐらい厳密にされるかは個人々人違いますけれども、全世界で16億人いらっしゃるイスラム教の方々、信徒の方々に奈良を訪れていただくきっかけをつくることにもなり得ると思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それともう一つ、食事に関して、日本はどうしてもアレルギーで食べられないものは仕方がないという風潮はありますけれども、文化とか思想で選択的に食べないという方々に対して、なかなか積極的にそれを是とするような風潮がないからかムスリムも低調なのかなと思いますし、もう一つ、ベジタリアンの方々への食事の提供が薄いように思います。ベジタリアンも思想で選択されている方もたくさんいらっしゃいますし、インターネットで検索しますと、インドでは3分の1の方々が積極的にベジタリアンになられている。そういった方々に対してベジタリアンレストランやベジタリアン料理などをこういったところで食べられますよといった情報提供や、体制づくりも県で主体的にお取り組みをいただければと思います。これはお願いをしておきます。以上です。

○中野委員 市街化区域と、市街化調整区域の違いを簡潔に説明願いたいと思います。

○山本都市計画室長 市街化区域と市街化調整区域の違いということで、市街化区域につきましては都市計画法の中でおおむね10年間を目標に市街化を進めていく区域と、調整区域についてはそれを調整する区域と定められております。

○中野委員 市街化区域は積極的に市街化して、開発していこうというところで、市街地調整区域は主に農用地などあって、あまり積極的には開発しないでおこうという、簡単に言えばそういうことかと理解しているのですが、違いますか。

○山本都市計画室長 そのとおりでございます。

○中野委員 そのとおりだということで話をさせていただきますけれども、あまり積極的に開発しないでおこうという市街化調整区域であっても、今、奈良県としては一定の条件を満たせば、工場や、あるいは配送地基地を、認めていこうという政策をとっております。これは間違いないと思うのですが。

○山本都市計画室長 都市計画の基本とします都市計画区域マスタープランにおきまして、委員ご指摘のとおり、工業系であったり産業系の用地に資する事業につきましては、一定の条件はあるとしても市街化調整区域であっても随時編入をしながら、土地利用を図ることも可能と定めております。

○中野委員 それで、企業立地推進課が頑張っていたいただいて、苦肉の策だと思うのですが、市街化調整区域であってもそういうものを誘致できるように規制緩和をされてきた。これは本当に画期的で高い評価をさせていただいておりますし、これからも積極的にやっていただきたいと、このことを一つ申し上げておきたいと思います。

さて、一方の市街化区域。この市街化区域であっても、おおむね10年ぐらいの間に開

発をしようということですか、そういう意味でおっしゃったのですか。

○山本都市計画室長 はい。おおむね10年で市街化を進めていこうという目標を持っている区域ということでございます。

○中野委員 そこで、市街化区域はおおむね10年とおっしゃったけれども、私はこの県議会に来させていただいて16年になるのですけれども、当時の市街化区域であってもなかなか開発ができない地域、つまり、建築確認、あるいは開発の問題になってきたら、道路の幅の問題が出てくるのです。市街化区域であってもすっきりした開発ができないのに、市街化調整区域が奈良県は多くありまして、市街化区域にしたいのだけれどもなかなか市街化区域にできない。それはどういうことかという、市街化区域であっても開発できないところがたくさんあるので、農家も市街化区域が開発できないのに市街化調整区域を市街化区域にしても、税金だけが上がるからやらないというような悪循環があるのですが、市街化区域の中で道路幅が狭くて開発できないというところはたくさんあるのですか。今、いきなりの質問ですからいくつあるというのは答えられないと思いますけれども、今までにどうクリアしているのか、教えていただきたいと思います。

○武田建築課長 道路の問題で、開発できない場所がたくさんあるのかという質問でございましたけれども、何%とかそういう情報はつかんでおりませんけれども、都市計画法の中で開発をするに当たっての道路の幅員要件は決まっておりますので、それに適合しなくて開発できないという事例はございます。以上です。

○中野委員 武田建築課長、いろんなところから相談を受けられて、真摯に誠実に対応されていることは私は一番よく知っているのですけれども、一建築課の立場で、解決できる問題ではないでしょう。だから、そういう問題があったときにどこへ相談なさって、こういう問題があるからこれは県としてしっかり取り組んでいかななくてはならないという横のつながりとか、もう少し上のほうから見おろしてもらって相談をかけられているのか、今までそういう相談をなさったことがございますか。

○武田建築課長 ただいまのご質問につきましては、そういう県庁横断的な、あるいは市町村を巻き込んだ議論というのは今まで行ってきた経緯はございません。

○中野委員 よくわかるのです。相談があっても何とかしてやりたいという気持ちで建築課が一生懸命やられているということも評価します。けれども、その課だけではどうしても解決できない問題があるかと思うのですが、まちづくり推進局とか、都市計画の話だと思うのですが、大きなところの傘の上から、横断的に調整をとるような総合プロデュー

スするところがなければ、積極的におおむね10年ぐらいのスパンで開発していこうというところが何十年たってもそのままあるわけです。税金だけ高く納めているのにというクレームが、私らのところに来ますよ。おおむね10年という縛りがあるのだから、15年から20年ぐらいの間に何とかしてもらわないといけないのにどうにもならないという、ジレンマがありますけれども、これは建築課長というよりも誰かお答えをいただきたいと思っています。

○中村委員長 金剛まちづくり推進局長に。

○金剛まちづくり推進局長 中野委員からのご指摘、そのとおりだと思います。一建築課でこういった問題に対応するのは限界があるのかと思っています。

市街化区域にする、あるいは市街化調整区域にすると、その土地利用の将来を考えて定期的にPDCAしながら見直しはやっているわけですがけれども、そのときに地域の考えとして市町村、県、県の中でも特にまちづくり推進局は都市計画を持っていて、建築行政も持っていますし、市街地整備の事業も実際持っております。市町村ともしっかり連携して、また土地利用ということになりますと、都市計画法だけではなくて、農地をどうするとか、幅広く取り組んでいかないといけないという認識はしております。そういうスタンスで今後もしっかり広い目で土地利用のあり方は考えていきたいと思っていますし、市街整備を進めていきたいと思っています。ご指摘ありがとうございます。しっかり点検してやっていきたいと思っています。

○中野委員 ご理解いただいてありがとうございます。

建築課がかわいそうです。そう思いませんか。今ここで個別の案件を申し上げる気もないですけれども、建築課に上がったときに問題があればどんどんと建築課から、あなたのところに問題を上げてもらうようなシステムをつくって、一つ一つでも解決していかないと、先ほどは模範的な答弁をされています。それはよくわかりますけれども、その都度、案件があったときにこの道路幅、この部分ということで一つ一つ解決していかないと、いつまでもその答弁ではまた同じことを次のときにも申し上げなくてはならないということですので、意見として聞いておいてください。

○金剛まちづくり推進局長 ご指摘ありがとうございます。まちづくり推進局の中では、建築課とまちづくり推進局長の間は、非常に風通しがいいと思っています。それについてはいつも意識して建築課からも問題が起こりそうとなったときには、県土マネジメント部次長、あるいは私のほうへすぐ連絡が上がるように常に心がけております。しっかりやっ

てまいりますので、よろしくお願いいたします。

○中野委員 終わります。

○乾委員 それでは、「平成27年度主要施策の成果に関する報告書」39ページの宿泊観光客の増加に向けた冬季イベント展開事業について、この事業では大立山まつりを実施したいということですが、事業名からすると奈良市内のホテル、旅館に宿泊する人をふやすために平城宮跡でイベントを開催し、広陵町をはじめとする県内各地の祭りが協力するということになりました。そうであれば、県のために協力していただく各地の団体にそれ相応の配慮が必要と思います。前回の立山展示に雨水が流れ込んで、関係者が大変苦労しました。この冬はさらに参加団体をふやして開催することになりますが、前回の経験を踏まえ、どのような改善を考えておられるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○中西ならの観光力向上課長 大立山まつりの際には、実際、初日に大変な雨が降りました。広陵町の立山の展示のテントの中に水が浸入しまして、関係者には大変ご苦労をおかけしたことを申しわけなく思っております。

今年度の実施に当たりましては、昨年度の経験を踏まえまして、雨や雪などの荒天も想定しまして、水が浸入しないようにしっかりと対策をとっていきたいと考えております。以上です。

○乾委員 ありがとうございます。その中で、箸尾の戸閉祭のだんじりを4基出させていただいた。この前岸和田でもだんじりを引き回してけがをされて亡くなられたという報道も聞きました。大立山まつりで、いろんな人たちが参加するわけでございまして、人身事故の保険も入っておられると思いますけれども、再度、お答えよろしく願います。

○中西ならの観光力向上課長 委員お述べのように、このようなイベントにおいては、事故が起きないようにすることはもちろんでございますけれども、事故が起こった場合に備えて、また、来場される皆様はもとより、ステージに参加いただく地域の皆様にも安心して祭りを楽しんでいただけるように、保険も必要と考えております。参加者などに対する保険については、加入する予定でございます。

○乾委員 そのようなことも考えて取り組んでいただいていますことは、よくわかりますけれども、文化財ですから、だんじりで回っているときにトラブルが発生した場合、車輪が外れたとかそういうことはないと思いますけれども、そういうことがあれば、また違う保険も加入されるのですか。

○中西ならの観光力向上課長 伝統行事に使われる道具などの損害賠償保険につきまして

は、昨年度には加入しておりませんでした。地域の皆様からいろいろご相談も受けていることもありまして、現在、加入方法などについて保険会社と協議をしているところです。以上です。

○乾委員 ありがとうございます。地元と、奈良県各地から出てこられますから、そういうトラブルのないように、今回も頑張ってやってほしいと思います。終わります。

○中村委員長 それでは、10分間休憩をいたしまして、15時25分から開会をいたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

15:15分 休憩

15:28分 再開

○中村委員長 それでは、ただいまより審議を再開いたします。

○川田委員 再び、よろしくお願いします。「平成27年度奈良県歳入歳出決算報告書」の344ページ、砂防・災害対策費ですけれども、砂防施設台帳が、会計検査院から指摘があったということで、担当の方からもご説明を受けたのですが、砂防施設は今奈良県に幾つあるのですか。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 ただいま砂防施設が幾つあるのかというお尋ねでございました。今、661あると思っています。以上です。

○川田委員 砂防施設の点検の状況ですが、この間、代表質問で聞きましたところ、不明確なところもありまして、確認程度に、砂防指定台帳も含みましてお聞きしていきたいと思います。前聞きました砂防指定地の面積です、これが1万23ヘクタールあるということで、答弁をいただいたのですが、以前砂防指定地の位置は把握していると説明されたのです。1番の質問に明確な回答をいただけなかったということで、理由をもう一度お聞かせいただけますか。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 本会議におけるご質問の中で、最初のご質問のときの内容につきましては、それぞれ隣接する区域を一団の区域として、1カ所として数えた場合は、何カ所あるのかというご質問だったと記憶してございます。その中で、このような一団の区域としての数え方をしたことがございましたので、お答えができなかったということです。以上です。

○川田委員 線指定と標柱指定で、合わせて457ですか、こういうご答弁だったのですけれど、標柱指定はちゃんと確認されているのですか。なぜかという、今回開示請求できようは全部持ってこられなかったのですけれど、砂防指定台帳も全部出していただきま

して、地図もない、面指定のところは確かにあったけれども、そこも明確にない地図もいっぱいあるではないですか。何十時間かかって見たのですけれど、それがわからないのに、どうやってわかるのかと思ったのですけれど、それはいかがですか。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 まず、面指定と標柱指定と線指定の数というお話でしたが、数につきましては、砂防指定地自体は県が進達をさせていただいて、国に指定をしていただくということです。その中で官報という告示をさせていただいてますので、その告示を見させていただくと、おおむねその数は把握できると思っています。以上です。

○川田委員 今の答弁は大体わかったのですけれど、正確な地図が、できていないですよ。官報は、私も見ましたけれど、官報では地図はわからないですよ。線指定だったら川の何メートルとかでいいのかもしれないけど、標柱指定といたら標柱を打っていかないといけないでしょう。あの官報からだったら面積は出ないではないですか、奈良県には標柱の数は、何個あるのですか。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 ただいま標柱の数は幾つかというご質問だったと思いますが、標柱の数自体を集計したことはございませんので、わからないところです。1カ所、1カ所の区域のところの中で、何個かの標柱を結んで一つのくりにするというございますので、標柱の数を数えたことはございません。以上です。

○川田委員 標柱を打って数えたというけれども、それだったら、一つの面として数えることが、できるではないですか。どうしてないかといったら、地図がないからできないでしょう。数えることが、できないでしょう。

全部見て確認したけれども、地図に付図がついています。付図も指定されているのですよね。法律の中の政令で指定されているのでしょうか。その付図自体が、正式にできていないではないですか。どうして、こうやって細かいことを、たくさん聞いたかという、ちゃんとできていたら、ちゃんと言えるものだと思って考えたのですけれど、結局細かいことを突いていいたら、これもまた知事に聞きたいのですけれど、できていないのは、事実じゃないですか。きっちりと台帳自体が整備されていない。これは事実ですよ。いかがですか。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 ただいま台帳について、不備ではないかというご指摘をいただいたところですが、まず砂防指定地に係る台帳の整備の観点でお話をさせていただきますと、砂防指定地の台帳の面指定の部分につきましては、昭和63年から平成5年にわたって付図を含めて調整を試みたところです。面指定は特に明治、大正の古い年代から指

定したのがございまして、正確にその図面を調整することができない部分があるというのは認識しています。

線指定や標柱指定で新しい部分につきましては、平成11年ごろだったと記憶しておりますが、台帳及び付図を作成する過程の中で、おおむね把握できているのではないかと考えているところではあります。

ただ、台帳と申しますのは、委員ご指摘のとおり、一つの表と図面がセットで台帳というふうに、政令に書かれているというところまで、その表の中にも一部空欄があるというところは、そのとおりです。以上です。

○川田委員 この間コピーをしていただいた台帳も、全部白紙ではないですか。砂防指定地台帳を全部持ってくるのは重いから、一部だけ持ってきたのですけれど、全部白紙ではないですか。全部ちゃんと埋まっているのが台帳ではないのですか。白紙は何枚もありましたよ。会計検査院からは指導はされていないと言っていたけれど、口頭では指導されているのでしょうか。課長、ご存じかどうか知らないですけど。

国土交通省からも、台帳の不備がある都道府県が昔多かったということで、至急やれと。防災の観点で、非常に重要な台帳になってくるのではないですか。けれど、防災をやりますよ、県民のために安全にやりますよ、けれど台帳を見たら真っ白、白紙だと。地図も正確かどうかわからないのが現状ではないですか。なぜやらないのか。今後早急に付図も含めて仕上げていく必要があるのではないですか。そうでしょう。

城ヶ崎課長、開示請求でいただいた資料の中でも、大学の先生と2人で写った写真もありましたよね。こういったものをちゃんと整備していくために、やったのではないですか。大学に聞いてきましたけれど。

全然進んでいない。聞いたらできていますと言われる。行政としては、住民の生命、財産にかかわる問題ではないですか。早急に仕上げるものは仕上げていかないと、誰々責任だと言っているのではなくて、行政として至急やらなければいけない、これは義務ですから、祭りをやるよりも義務のものを先にやらしてもらったほうがいいわけですね。そういったところはちゃんと考えてやっていくべきだと思うのですけれど、その点、加藤県土マネジメント部長いかがですか。

○加藤県土マネジメント部長 川田委員から砂防指定地台帳のご指摘を頂戴いたしました。おっしゃるとおり、砂防指定地台帳につきまして、空欄があるところもございまして、図面も位置が落とされていないところもあるということは、課題として認識をしております

し、また、設備の台帳につきましても、全部の欄が埋まっているわけでもないというところも承知をしております。

また、これは代表質問の際にもご指摘いただきましたけれども、明治、大正の時期に指定されたこれらは全て面指定による砂防指定地ですけれども、かなりの数がございます。9割ということで答弁させていただきましたけれども、ご指摘のように昔の字で指定をしたものですので、それを今の地図の上に厳密に落とすのは、困難もございます。また、厳密に今の地図に落とすことについては課題があるということも、承知をしています。

しかしながら、それをそのまま放置しますということではございません。こういった課題はありますので、直ちにとということではございませんけれども、しっかり取り組んでいかななくてはならないということは、これまでも認識をしてきたところです。今年度、平成28年度ですけれども、砂防指定地の管理もしっかりしていかなければならないという認識のもと、新しい予算をいただいております。砂防指定地等管理適正化推進事業という名称で、本年度からの新規の予算をいただいております。ご指摘いただいたような課題があることは認識しておりましたので、それに対処していくために新しい予算を、昨年度要求させていただいて、今年度から頂戴をしているということですので、こういった予算も活用いたしまして、早期に、早期にといっても、明治33年から奈良県でも面指定をしていますので、すぐというわけにはいきません。時間がかかるところもあろうかと思えますけれども、できるところから改善に向けた作業にしっかり着手してまいりたい。着手して今後どのぐらいの期間をかけて、どういうことをやっていったらいいのかということを勉強して、また来年度の予算等につきましてもお願いをしていきたいと思えます。砂防指定地につきましても、これは国土交通大臣が指定をするものでございます。また解除も国土交通大臣が行うこととなりますので、国土交通省水管理・国土保全局砂防部ともよく相談しながら進めていけるように、しっかり取り組んでいきたいと思えます。以上です。

○川田委員　きれいごとに聞こえるのですけれどね。現に予算をとっているのは聞いて知っていますよ。けれど、ことしせつかく予算をとったのに、何もやっていないでしょう。問題は、そこなのです。予算をとって普通にやっていたら、今ごろもうできているのではないですか。そのために大学に行かれていますわけでしょう。そういう字の、研究をなされているのです。それを参考にして、ここに落とすということをする、そういうことですよ。違うのであれば違うと言っていたらいいのですけれど。

全然動いていないのです。そして、聞けば、違うことの返事が返ってくるし、開示請求

で出てきて、全部内容はわかったのですけれど、不動産屋の方が、ここは砂防指定地ですかという申請をして、受け付けていただいて、なかなか出てこないから、一回聞きに行ったのです。受理しているのに、当日になったら、急に出せませんか。後で、ちゃんといただきますけれども、そういったこともあって、不動産屋の方でも土地買われる方でも困るのです。不動産の重要事項の説明のところにも、砂防法で、砂防指定地は書かないといけませんでしょう。それがなかったら書けないではないですか。買ったときは書いていないけれども、売るときは砂防指定地だと言われたら、財産の損害をかなり受けてしまうわけであって、そういった住民の財産もかかわっているし、今回、生駒市西松ヶ丘の問題でも、生命にかかわるかもしれないとかいう問題もあるわけではないですか。細かいことはまた次回でも議論させていただいたらいいのですけれど、結局ずっとさかのぼったら、あれも今まだ調べている最中ですから、どういうことでやっていたかというのものもある。最近調べていて一つわかったのが、奈良市中ノ川の住所も、出してもらって見ていたのですけれど、代執行があったでしょう、砂防指定地にかかっているのではないですか。でも、砂防法違反で代執行をやったのと違いますか。実態は知りませんよ。台帳上は砂防指定地にかかっているでしょう。

また、登記簿あげてとか言われると思うのですけれど、答弁はわかっているのですけれど。けれど、整備されていないではないですか。代執行をやっているのだから、実際違っていたら大変なことになるのですけれど、部分的にはちゃんと調べられていると思うのですけれど。地図ももらいましたけれど、台帳から見たら、かかっているはず。だから、ちゃんと整備をしていく必要があるわけです。

きっちりやらなければいけないと、前から何回も言っているのだけれど、話が進まないから、開示請求をたくさんかけて、自分の目で確認して、調べていかないと進まないわけです。加藤県土マネジメント部長、責任持って、すぐやるというのは、ご答弁でされていたので、それもやっていっていただかないといけません。予算もとっている。どうしておくれていたのかという原因をまず調べていただいて、足りないところは、すぐ改善して、予算執行をちゃんとやっていっていただかないといけませんではないですか。それを加藤県土マネジメント部長にお願いしたいのですけれど、いかがですか。

○加藤県土マネジメント部長 ご指摘のことについては、しっかり取り組んでまいりたいと思います。とにかく、できることからまず手をつけてまいりたいと思います。ただ、かなり膨大な作業になりますので、どのぐらいの速度でできるのか検討をしていかなければ

ば、いつまでにどのぐらいやりますということにはならないと思いますけれども、まず、改めて把握をして、今後どのように取り組んでいくのかという計画をしっかりと立案して、取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○川田委員 それはお願いしておきます。膨大な時間といっても、そんなにかからない。私ももう調査してわかっています。1～2カ月でできると思う。だから、調査をしてきて、原因はわかっているのです。だから、それをまた違う理由で長くかかったと言われるのなら、何のために予算をとったのだということになってくるので、予算をとった以上はしっかりとお願いしておきます。

それと、砂防施設の関係で、台帳も取得されて整備もちゃんとされていっているところだと思うのですが、この台帳の中で、例えば堰堤とかも今たくさんあるではないですか。堰堤は、全部登記なされているのですか。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 基本的には、事業を着手するに当たって、用地を買って、その後、登記をするのが普通だと感じていますが、実態的にそれがなされていたかどうかについて、確認をできておりませんので、お答えすることができません。

○川田委員 確認できていないと思うのです。私も調べたけれど、未登記のものはいっぱいあるではないですか。堰堤の土地もそうですし、設備も、そう。その台帳が設備台帳でしょう。

今ないものを急にと言っても、すぐできないので、早急にでもやっていく作業をしていかなければいけないと思うのですが、財産に関する調書は法律で規定された提出物の調書なのです。地方自治法第233条の第1項及び第5項で、規定されているのです。堰堤とかその土地は行政財産でしょう。調書も会計局が調製しているのですか。この調書の中には、行政財産は入っているのですか。普通財産ではないから、行政財産のその他施設に入るのですか。いかがですか。

○吉岡会計局会計課長 財産に関する調書の中に、行政財産として入っているのかどうかというご質問でございます。そのことにつきましては確認をしてみないと何とも言えません。また確認しまして、ご報告させていただきたいと思います。

○川田委員 待ってください。調書と決算書は確認して、調製して出しているのではないです。行政財産も全部、入れておかないといけないですよ。法律で定められた調書でしょう。間違っていたら決算審査できないではないですか。委員長、間違っているものだったら継続審査しないと仕方ないではないですか。だから早急に調べていただきたいので

す。重要なことですから。入っていなかったら、間違った書類を、議員の皆さんが表決に、とっていくことすらできないではないですか。賛成、反対は別としても、法定の書類が間違っていたら、表決行動に行く自体ができません。その点お願いしておきたいのですが、いかがですか。

○吉岡会計局会計課長 早急に確認いたしまして、またご報告させていただきたいと思えます。

○中村委員長 ご報告いただくということで。

○川田委員 よろしく願いしておきます。

それと、最後、生駒市西松ヶ丘の問題で、代表質問のご答弁の中で意味がわからないところもあって、これも知事に聞きますけれど、確認したいのが、是正計画の提出を求める監督処分の手前の、条例に基づいた弁明の機会の付与をされていたのですよね。それで、後で担当の方のご説明もいただいたのですけれど、その中には是正計画を出していて、その中に実施を指導というのものもあるから、実地しなかった場合には、相手が、弁明の機会も無視する、そうしたら次、命令をすることになるではないですか。命令をしたときに、その2つが入っているので、それで計画書が出てこなかったら、実地もしないという意味にとるので、次は代執行に行けるのだと。代執行に行ける手続はありますよ、裁判所でやる手続はありますけれど、そういう方向に行くという、たしかそういうご説明だったと思うのですけれど、そういう解釈でよろしいのですか。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 今、監督処分の内容につきまして、確認ということでお話があったと思います。監督処分の内容ですが、是正命令でございまして、ご指摘のとおり、行為者が無許可で行った盛り土工事でしたので、関係法令等の基準に基づいた、適合した施工計画を提出していただいて、これに基づいた是正工事を実施することということで、実施をあわせて求めて、命じることになるものです。そういった観点から弁明書もつくらせていただいて、手続を踏ませていただいているところです。その後、行政代執行するかどうかというところまで踏み込まれてお話をされたところですが、現在調査をしているところですので、要件に合致するかどうかも含めて、今後、調査結果を踏まえまして判断してまいりたいと考えているところです。以上です。

○川田委員 調査と言っても、ビニールシートをひいたままなので、正確ではないと、住民の皆さんもおっしゃっているのです。そんな材料を、使えるのですか。

6年間放置したことはないと知事がおっしゃっていたけれど、現実に放置しているでは

ないですか。是正指導をして、石積みもしたのでしょう。検査したのですか。検査する義務はあるのではないですか。指導してやっているのだから。いかがですか。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 ただいま、現地につくられた石積みのことについてお話がございました。無許可で行為者の土地に、行為者が行ったということでして、その行為者に対して指導をしたのは事実でして、是正計画書を提出ということで指導をさせていただいているところです。しかしながら、砂防法に基づく管理の観点から、検査について義務があるのではないかというご指摘ではございましたが、砂防法における管理につきましては、県に責務があるわけではございますが、監視という観点での責務はあっても、検査をするという責務はないということです。以上です。

○川田委員 それは、都道府県知事の責任ということで、砂防法に書いてあるのではないですか。「管理し、その工事を施行し、その維持をなす義務のあるものとす」、この中の「管理」に入っているのではないですか。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 砂防指定地の管理につきましては、委員ご指摘のとおり、県に責務があるということではございますが、その管理の方法につきましては、条例に委ねているところです。砂防指定地管理条例を奈良県で定めているところですが、そこの中には、砂防指定地における一定行為の制限、もしくは禁止について定めていますが、それは許可手続をしてくださいと書いていまして、監視はあっても検査をすることは定めていませんので、義務という観点で責務はないと考えています。以上です。

○川田委員 その答弁も言われると聞いていたのですが、けれど、行政実例で言ったら、上位法優先の原理でしょう。法律に書いてあるのだから、しないといけないではないですか。勝手に条例で趣旨を変更できないでしょう。法律に書いていないものに関しての横出しぐらいの条例だったらいいと思うのですけれども、上出しになってしまったらだめなのではないですか。いかがですか。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 砂防法において県の責務として検査が位置づけられているのではないかというご指摘だったと思います。私が解する砂防法における県の責務につきましては、検査は含まれていないと思っています。以上です。

○川田委員 検査とは書いていないけれども、砂防法の違反として管理する義務があるわけでしょう。その一環として検査があるわけではないですか。検査をやれと書いていないから、やらないということでしょう。そういうことではないのですか。ここも確認しているのですけれど。そういう読み方はしないと思うのですけれど。現実に危険性がある

から指導もしているし、やらなくてはいけないということで、危険性も認識しているから石積みしたのではないのですか。崩れてくるから危ないと、石積みもしているわけでしょう。

危険性があるなという認知をしているから、あの石積みの行為をやったという事実行為があるわけではないのですか。安全なのに、あのようなものを積むわけではないのですか。指導するわけではないのですか。どうして指導したのですか。崩れてくるのが、リスクがあるから指導しているわけでしょう。言っていることと、矛盾しているのです。

知事の答弁でも是正計画書が出てこない限りはそんなものわからないのですとおっしゃっていたけれど、あのペーパーカンパニーで出てくるわけがない。このままわからないから、ずっとそのまま放置されるということですか。その1点重要なので、確認したいのですけれど、加藤県土マネジメント部長よろしいですか。

○加藤県土マネジメント部長 まずは検査についてもお答えしたいと思いますけれども、当方で実施を指示したものではありません。勝手に行われた行為ですので、石積みについて検査をする必要はないと考えています。

それと、これまで行ってきた指導につきましても、あくまでも危険とか危険でないという以前に、無許可で行われた行為ですので、ちゃんとした手続をとってもらわなくてはいいけませんよ、ついてはまず是正計画ということで、これをどうするのですか、ちゃんと出してくださいという指導でしたので、安全、安全でない以前の問題であろうと考えています。

今の盛り土の状況について、危険なのか危険でないのか、この後で腹づけされた盛り土が安全なものなのか、安全でないのか、これが動いているのか、動いていないのか、そういったことについては5月から調査に着手しております。地下水をはかる、変異をはかる、あるいは土中の中の変異、ひずみ、圧力をはかるという調査を今実施しているところですので、こういった調査の結論を、12月をめどに出していこうということで作業を進めております。

○川田委員 ずっとその平行線で来ているのですけれど。知事の答弁でも、写真で監視していたから、それでわかると言っておられたではないですか。写真で確認しているのです、それ以上の証拠がないでしょうと。だから、ずっとさかのぼってこれも開示をかけて、過去の写真も出してもらったのです。これを見たら、ずっと開いていっているではないですか。

だから、言っておられることと、やっておられることと、今後しようとしていることが違うので、最初から、そのときは放置していたと、監視も怠っていた、パトロール実施要領に基づいたパトロール記録も開示をかけたら、ほとんど写真しか出ていないではないですか。パトロール記録も、復命書は、ほとんどないではないですか。だから、そういうのも確認して申し上げているので、そこがおしかつたと、だから今こうやってやるという説明だったらわかるけれど、昔からも正しかつた、今も正しいと言われても、現実にやっていなかったではないですか。その部分をはっきりしないと、いつも委員長から言われるように話は、平行線でしょう。それは行政ではないですよ。だから、真摯に改善するべき点は改善して、そして、不安を持っておられる、家も傾いてビー玉が転がるようになっているわけではないですか。それが原因かどうかわからない、隣地に迷惑をかけているかどうかわからないと言われても、ここまで放置していたわけではないですか。もっと早く通報も入っているのに。そういったところが矛盾しているので、早急にやっていただきたいと思うのです。

だから、いつまでもこんなことを言っていたら愚痴になる。今後、その計画を出せというのですが、多分出てこないですよ。次に、手続やると。そこで出てこなかったら、もう実施をしないということで確定するから、状況によっては、代執行をかけていくという解釈でよろしいですね。

○加藤県土マネジメント部長 監督処分をするので、弁明があれば弁明書を出してくださいという手続を行っておりました。今週の月曜日までに弁明があれば、弁明書を出してください。弁明書が出てきませんでしたので、速やかに監督処分を行っていきたいと考えています。

監督処分、是正命令ということになりますけれども、是正命令は是正計画をつくってどうするのか、出してくださいよ、その上で実施してくださいというものですけれども、今度この是正、監督処分をして、出てこないことが予測されるであろうということですのでけれども、出てこない場合は、次のステップとしては告発というステップを踏んでまいりたいと考えています。告発につきましては、関係機関とも相談させていただきながらということになるかと思っておりますけれども、今度考えている監督処分の次のステップとしては、告発を考えています。行政代執行をどうするということですのでけれども、対策の必要性は本当にあるのかどうか、盛り土が危険な状態にあるのかどうか、その原因は何なのかということ、行政代執行の前にはっきりさせておかなければなりませんので、そういう目的で1

2月にも一定の結論を得られるよう、今調査を進めているところですので、結果を待たなければならぬと思います。

調査の結果、何らかの対策を講じなければ、住民の生命、財産に係る重大な事項に至る、放置することが著しく公益に反するということが自明になってまいれば、対策を講ずることを考えなければなりません。その際に、その対策をどういう根拠でやるのかということになるかと思えますけれども、それは、その現象が何に起因するのか、原因が何なのかということを考えなければならぬと考えています。

その原因が、無許可で行われた盛り土に起因するということが明確になれば、これは行為者と現在連絡がとれない状況にあるわけですので、代執行という手法も考えていかなければならぬと思えますし、もともとの地盤が原因だと、後から腹づけた盛り土が原因じゃない、そういうことで危険性があるということになれば、これは自然災害の一つということも考えていくことになるかと思えますけれども、県の事業でも対応ができないかを考えていくことになるかと思えます。以上です。

○川田委員 もともと、あそこは盛り土なのです。だから、それも全部調査してあるのです。もともと自然削り土だったとかだったら、また別だと思うのですけれども、盛り土だった。

だから、そういったものも含めて、調べていないでしょう。いろいろ理屈を言っているだけでしょ。素人でも、こんなに調べて頑張ったら、いろいろ全部わかって、聞き込みもやって調べているのです。けれど、もともとの土地が原因でとは、もともとも盛り土ではないですか。言っていることは、むちゃくちゃです。

だから、計画も出てこなかったのでしょうか、弁明も出てこなかったのでしょうか。期間を与えて出てこなかった。もう時効になっているではないですか。告発できますか。時効になってから、告発できるのですね。

○加藤県土マネジメント部長 今、弁明の機会を付与しようということでしたけれども、弁明が出てこなかったんで、今度は監督処分という手続になります。監督処分は、命令になりますので、それに応じないということになれば、告発ということになるかと思えます。

今、時効が成立しているのではないかというご指摘をいただきました。砂防指定地等管理条例に定めております罰則1年以下の懲役もしくは禁錮刑、もしくは50万円以下の罰金、拘留もしくは科料ということですが、これに照らしますと刑事訴訟法に定める時効は

3年です。生駒市西松ヶ丘で行われました無許可の盛り土の、終了時期は、明確ではございませんけれども、平成23年の6月ごろということですので、無許可行為そのものは3年間経過をしているわけです。ですから、無許可行為で告発することは困難であろうと考えておりますが、本年7月1日に施行され改正いたしました奈良県の砂防指定地等管理条例におきましては、この罰則の対象を、無許可行為以外の命令違反、命令に従わない、そういうものも罰則の対象にしました。

罰則の対象に、命令違反行為を追加しておりますので、これまで命令をしたことがなければ、今後新たに監督処分、命令する場合、それに従わない場合については告発することも可能であろうというふうに考えていますので、そういう方向で関係機関と調整をしてみたいと考えています。以上です。

○川田委員 法人を告発されるということになるのですからね、個人ではないですからねペーパーカンパニーだからもうやっても一緒です。告発できる根拠を、書面で出してください。多分遡及できないです。

私が聞いているのは、計画の命令をして、出てこなかった、それからまた再度、同じ手続の是正命令を出すのですか。同じ期間が2つかかってしまう。それから、裁判所に求めるのも時間が要るではないですか。だからかなり先になってしまう。住民は、なぜかというので怒っておられる。知事は、今度お会いされると答弁でおっしゃっていましたが、日程も調整しますわと言ってあるのですけれど、会って直接説明していただいたら一番いいのではないですか。会って話しするとおっしゃっていたから。

計画の提出を求めて、実施しろと言っているから、原因さえはつきりすれば、もうそれでできるということですね。手続は当然途中は要るけれど、裁判所に申し立てるのは、もう1回しないといけないでしょう。それは要るけれど、それでできるのですね。そこだけ確認しておきたい。

○加藤県土マネジメント部長 是正命令と是正計画の関係でございますけれども、是正計画を出してもらってから、もう1回改めてやれというのではないのです。

○川田委員 ないのですね。

○加藤県土マネジメント部長 そうではないのです。是正命令は、計画をつくって計画に基づいて、「やれ」ですので、最初を捉えれば計画を「出せ」になりますけれども、後ろは、「やれ」になります。それが一つになっていますので。やれとって、好き勝手なことをしてもらっては困りますので、それはどういうことをするのか、事前にちゃんと計画

としてくださいよと。それはちゃんとチェックをして、オーケーとなれば、それで実施してくださいというものですから、その計画と実施は一つになった命令をしますというのが一つ。

○川田委員 わかりました。意味はわかりました。

○加藤県土マネジメント部長 それで代執行を実施する上では、まず今の盛り土があるところの状態が危険なのか危険でないのか、おっしゃるように、確かに表面にはクラックが入ってきておりますけれども、本当に全体として動いている状況なのか、どうなんだということは、はっきりさせなければなりませんので、それを今調べているところでございます。そして、その原因はどこにあるのかもあわせて調査をしているところでございます。12月までに結論を得ようということで、今作業を進めておりますので、大きな被害が出るのが予測される場合、そして、その原因が何かといったことを踏まえて、その後の対応については検討していくということです。その際に代執行という方法もありますし、県の事業という方法もある。それはその原因が何によるものなのかを踏まえて選択をしていくということです。

○川田委員 もう意味はわかりました。計画とやれというのと一緒になっているのだと。だから、手続き上は、やると思えば代執行出来るということですね。やるかやらないかは別にしても、手続き上はそれでいけるということですね。それを確認したかった。

それと、手続きのことばかり言われているけれど、危険性を是正する義務があるではないですか。答弁を聞いていたら、手続きとか相手が悪いのかどうかとか、その前に危険性があるから言っているわけで、これも判例があるではないですか。弁護士に、もらってきたのですけれど。聞いてきたら、これは至急やらなくてはいけないとおっしゃっているのですよ。これは有名だから、県も知っておられるでしょうとおっしゃっていた。大阪地方裁判所の昭和49年4月19日の判決です。兵庫県でがけが崩れるときに、人も死んでしまった。被告県の責任ということで、全部やられているではないですか。法解釈はわかっているので、わかっているのに、違うこととか、手続きのことばかり言われるから、何回も、何時間も、かかってしまうのですよ。弁護士のところに行ったら、30分で終わる話と違いますか。それをちゃんと認識して、やってください。

できない理由を聞いているのではなくて、できなかつたらできないと言ったらいいのだから。弁護士もできるとおっしゃっているでしょう。写真も全部見て、状況も過去の経緯も見て、完全に県が至急やる必要があるとおっしゃっているのです。真摯にやるべき義務

があるので、義務履行のためにお願いしたいと。やらない人の代替的作為行為もやっていく義務があるわけですから、お願いしておきたいと思います。この件はこれで置いておきます。

最後、大立山まつりですけど、意見としてだけ言っておきます。今年度もしっかりと、去年よりももっとバージョンアップした調査を私どものほうでもやろうと思っておりますので、それだけお伝えして終わりたいと思います。以上です。

○中村委員長 審議にご協力ありがとうございました。

ほかに質疑もないようでございますので、本日はこれをもって観光局、県土マネジメント部、まちづくり推進局、及び水道局の審査を終わります。

あす10月14日金曜日は午前10時より、教育委員会及び警察本部の審査を行い、その終了後、農林部の審査を行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日は長時間にわたり審議をしていただき、ご苦勞様でございました。これをもって会議を終了いたします。ありがとうございました。